

東北大学における安全保障輸出管理
平成25年度活動報告書

平成26年3月

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大学では、平成22年3月安全保障輸出管理規程による実質的な管理を開始して以来、学内外の関係者の皆様からご理解とご協力をいただきながら、輸出管理制度を構築してまいりました。

本報告書は、平成25年度の本学の輸出管理の活動内容を取りまとめたものであり、①報告により、本学の輸出管理に係るプレゼンスを高め、もって、その必要性及び重要性の理解促進を図ること、②学外機関等に、本学における輸出管理の活動状況の報告をすることにより、適宜評価いただくとともに、必要に応じて当該機関における管理体制の充実強化等に向けた参考情報として活用いただくこと、③本報告を通じた学内外の意見等を踏まえ、本学の輸出管理の更なる改善・充実のための基礎資料を得ることを目的として作成・公表しております。

大学を取り巻く環境を見ますと、文部科学省において、昨年11月に「国立大学改革プラン」を策定し公表しました。その中には、「今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校ランクイン」、「2020年までに、海外留学者数を6万人から12万人に、外国人留学生受入数を14万人から30万人に倍増」など具体的な数値を示しつつ「国際共同大学院の創設、外国人教員の積極的採用、並びに多様な国・地域からの留学生の積極的な受入れ」など、「国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援」が言われております。

また、本学においても、里見総長の任期中の目指す本学のあるべき姿（7つのビジョン）とその実現の柱となる施策や工程表として取りまとめた「里見ビジョン」において、国際的な大学ランキングの順位向上、海外派遣の活性化を目指した基盤強化、海外からの人材受入れの活性化を目指した基盤強化などの「国際社会との連携強化」、諸外国の先端医療拠点病院との連携・人材交流の「世界の総合大学にふさわしい病院の強化」など、国際化に向けた取組強化等が言われております。

大学の国際化・国際競争力の強化は、時代の趨勢であります。大学は人類の発展と幸福を実現追及する良識の府であり、学問の自由は保障されるべきだとは思いますが、一方、コンプライアンスの維持あるいは社会に対する説明責任を果たす必要もあります。安全保障輸出を大学・研究者としての倫理の一つとして考えなければなりません。

大学の国際化を円滑かつ活発に進めるために、さらに大学が輸出管理上の懸念ある取引に巻き込まれることのないようにするためにも、法令違反が起こることなく、それでいて関係者に負担のかからない輸出管理のシステムを構築し、研究環境を確保することが重要になっております。

このような中、我が国の大学における輸出管理の動きを見ますと、前年度に引き続き UCIP（国際・大学知財本部コンソーシアム）による安全保障輸出管理関係事項のアンケートが実施され、また、大学・研究機関が中心となった「輸出管理 Day for Academia2014」も昨年度に引き続き開催されるなど、輸出管理の啓発・促進・活性化を目指し活動が行われております。

このような活動を通して大学における輸出管理のための環境が整備されることを切に願ってやみません。

本学においては、上述の学外の活動に参加するなどの情報交換、学内監査での要望等を踏まえつつ、平成25年度には、スーパーコンピュータ利用申請者に係る手続きを見直し、新たに制度化するなど、改善・充実を図っております。

今後も引き続き、輸出管理についての手続きの一層の簡素化・明確化に努め、関係者の負担軽減を図ると同時に、また、啓発活動を行いながら、適切な輸出管理を運用していく所存であります。本報告書をご高覧いただき、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、本学の輸出管理体制の構築・運用及び改訂に多大なるご協力を賜りました学内外の関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。本報告書が我が国の大学における輸出管理の普及に些かなりともお役にたつことができれば、望外の喜びでございます。

国立大学法人東北大学副学長（法務コンプライアンス担当）
安全保障輸出管理統括責任者

兵 頭 英 治

目 次

第1章 改善・充実のための取組	1
第2章 判定手続等取扱実績	16
第3章 調査	21
第4章 教育・普及啓発活動	22
第5章 監査	27
第6章 学外との連携活動等	34

資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	37
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図	47
(参考資料1) 本部責任者名簿(26.3.31現在)	49
(参考資料2) 委員会名簿(26.3.31現在)	51
(参考資料3) 委員会アドバイザー名簿(26.3.31現在)	53
(参考資料4) 輸出管理アドバイザー名簿(26.3.31現在)	55
(参考資料5) 輸出管理担当者名簿(26.3.31現在)	57
3. 基本フロー図	59
4. 判定手続のフロー図	61
5. 終了前確認チェックフロー図	63
6. 判定手続の取扱実績	65
7. 終了前確認の取扱実績	67
8. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」(抜粋)	69
9. 「ライフサイエンスにおける安全保障輸出管理【教員全学講習会】」	81

東北大学における安全保障輸出管理
平成25年度活動報告書

第1章 改善・充実のための取組

本学の輸出管理は、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」。資料1を参照。）並びに国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則等により、管理・運用されている。

規程には、基本方針及び目的をはじめ、組織・運営体制（以下「管理体制」）、手続、教育・監査体制等の基本的な枠組みが規定されている。基本方針には、「国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わないこと」、「外為法等及び本規程等を遵守すること」、「輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること」と規定されている。

この基本方針を基に制定の目的、いわば本学における輸出管理の目的として、「国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与すること」としている。

これは、「国際的な平和及び安全の維持を目的とした外為法を遵守するとともに、同法の要請に応えつつ本学の実情に即した輸出管理を行うことにより、教員等が過度な制約を受けることなく、それでいて、外為法違反あるいは社会的責任に問われることなく、安心して研究教育活動に専念できる環境を整える」という本学の輸出管理に対する基本的な考えを示したものである。

また、これらの規程等により輸出管理を行うことにより、本学の教員等を組織として保護しつつ、社会に対する説明責任を果たそうとするものである。

本学においては、上記の基本的な考え方に従い、平成25年度も安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」。資料2を参照）における審議過程を通じて、本学における輸出管理の改善・充実を図るため、様々な取組を行ってきた。

以下、Ⅰにおいて平成25年度に行った改善・充実のための種々の取組のうち主なものをご紹介します、また、Ⅱにおいては委員会の開催・審議状況等を振り返り、Ⅰで取り上げなかった取組も含めた、本学の輸出管理の状況をご報告したい。

Ⅰ. 改善・充実のための主な取組

1. 同一技術の再提供に係る手続の明確化

○検討の経緯

本学では、例外的に輸出管理の手続が不要となるケース、言わば手続の除外規定を定めている。このうち、過去に留学生等に対する技術提供に関し所定の手続を済ませた場合において、同じ技術を同じ留学生等に提供する際には、改めて手続を要しないという規定があるが、そのうちの除外されるケース、つまり所定の手続が必要となるケースについて、教員から安全保障輸出管理室あて照会を受けた。また、今年度実施の監査の際にも、手続の明確化を図る等の検討を行うよう要望があったため検討を行うこととした。

○取組の内容

同一技術の再提供にあたり、当該相手先が新たに懸念先に該当することになった場合、

及びその用途に懸念がないことが確認できなかった場合等には、所定の手続を行うこと及びその確認する主体を明記することとし、この場合の細則の一部改正案を平成26年1月及び同年3月10日開催の委員会に諮り、承認を得た上、最終的に統括責任者の決裁を経て、同改正が成立。各成立日より適用することとした。

○取組の趣旨等

従来から、チェックフロー図等には記載し、あるいは安全保障輸出管理室においては、上記内容に沿って取り組んでいたものであるが、このたびの監査での要望及び教員からの照会を踏まえて、細則に明記することとした。

なお、今後も、現状の取扱いを明確にし、それに合わせた手続の明確化及び簡素化を図りたいと考えている。

2. 監査の基本方針の改正

○検討の経緯

本学では、統括責任者が定める監査の基本方針に基づき、本委員会が定期的に監査を実施することになっており、同基本方針において、監査の目的、基本的な監査事項、監査の方法・時期・実施体制等について定めている。また、定期監査の実施時期、監査項目及び二次監査の対象部局等については、毎年、本委員会の議を経て、「実施計画」として定めることとしている。

監査結果は、本学の輸出管理の現状を把握し、今後の対応策を検討する上で極めて重要な情報であるため、最高責任者はもとより、重要な関係諸会議にも報告し情報の共有化を図ることが、本学の輸出管理及び本委員会のプレゼンスを高めることにつながる。また、形式的には、監事監査又は監査室の監査による内部監査等において、総長（最高責任者）に対する報告を行っていることとの整合性を図る必要があること等から、検討することとした。

○取組の内容

監査報告書の内容確定後における手続として、統括責任者による部局あての監査結果の通知の後、新たに、統括責任者から最高責任者（総長）に対する報告並びに関係諸会議へ報告することとし、この基本方針の一部改正を平成25年6月25日開催の委員会に諮り、承認を得た上、最終的に統括責任者の決裁を経て、同改正が成立。この新たな取扱いを平成25年6月25日から適用することとした。

○取組の趣旨等

監査結果は、輸出管理の現状を把握し必要に応じて部局として、また、本学として今後の対策を講じる上で極めて重要な情報であることから、最高責任者への報告はもとより、部局長連絡会議等の諸会議にも報告して情報の共有を図るとともに、その機会に改めて本学の輸出管理や委員会のプレゼンスを高めることにより、執行部をはじめとする要職の

方々によくご理解いただく必要があること、また、監事監査や内部監査においても同様の手順としているためである。

3. 活動報告書に関する了解事項の制定

○検討の経緯

本学では、平成23年度から安全保障輸出に関する年度毎の活動状況を「活動報告書」としてまとめ、学内外に公表しており、安全保障輸出管理室において同報告書の素案を作成し、委員長及び副委員長に相談の上、印刷製本及び公表を行ってきた。

しかしながら、委員長及び副委員長から、同報告書の内容の大半が本委員会の活動実績で占められていることを踏まえ、同報告書の作成・公表等に関する基本的な手順及びルールを本委員会として定めた上で作成・公表等を行うよう指摘があったことから、検討することとした。

○取組の内容

作成等の目的、時期、掲載内容、手続、公表の方法等を定める了解事項案を作成し、平成24年度に係る活動報告書の作成から適用することとして、平成25年6月25日開催の委員会に提案し、承認を得た。

○取組の趣旨等

平成23年度から、毎年度の活動実績を取りまとめ、「活動報告書」として作成し、安全保障輸出管理室が委員長・副委員長とも協議をして作成し学内外に公表していた。その内容のほとんどは、本部判定の審査や重要事項の審議、監査や教育の実施責任主体となっている委員会の活動実績となっている。委員会が活動報告書の作成・公表等に係る基本的な手順及びルールについて定め、それに沿って報告書を作成・公表することとした。

4. スーパーコンピュータシステム利用申請に係る手続の追加

○検討の経緯

スーパーコンピュータシステム利用申請にあたり、共同利用等に使している部局からの安全保障輸出管理上の手続等について照会があり、現行の輸出管理シート等による取扱いでは、十分な対応ができていないことが判明したために、その取扱いについて調査・検討することとした。

○取組の内容

スーパーコンピュータシステム利用申請に当たっては、「外国籍の者」又は「外国機関所属の者」について、必要書類を徴取のうえ、安全保障輸出管理室で経済産業大臣への許可申請が必要か否かを確認し、経済産業大臣への許可申請を要する場合には安全保障輸出管理室が窓口となり申請することとし、この取扱いに係る細則の一部改正案を平成26年3月10日開催の委員会に諮り、承認を得た上、最終的に統括管理責任者の決裁を経て、同

改正が成立。新たな取扱いを平成26年度の申請者より適用することとした。

○取組の趣旨等

上記の取組の検討に当たっては、関係部局の利用申請等の状況を確認・調査しながら、安全保障輸出管理室が作成した検討素案をもとに、同室と委員長、副委員長及び関係部局の担当教員等が議論を重ねたところであるが、最終的に上記の取組を採用した趣旨は以下のとおりである。

スーパーコンピュータ利用申請に当たっては、提供する技術がリスト規制に該当するか否か、また、それを利用する者が居住者か否かで経済産業大臣への許可申請が必要か否かが決まる。つまり、リスト規制該当技術を非居住者に提供する場合に、経済産業大臣への許可申請が必要となる。提供する技術については、該当する部局に改めて該非判定書を手していただくこととし、利用者の居住性の確認については、「外国籍の者」及び「外国機関所属の者」について、「居住性チェックリスト」により確認することとした。

スーパーコンピュータには、様々な先進的技術が駆使されており、その使用技術（利用者用マニュアルやソフト含む）にはリスト規制に該当する技術が含まれている場合がある。利用者に安心してスーパーコンピュータを利用していただける環境を整備すべく、システムの利用申請時における外為法に基づく確認体制を強化し、運用することとした。

なお、この細則の一部改正に伴い基本フロー図（資料3を参照）も一部修正した。

Ⅱ. 委員会の活動状況

1. 平成25年度第1回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：4月26日（金）午後3時30分～午後4時30分

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：41名中35名（代理出席含む）

審議事項：

①平成25年第2回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年第2回安全保障輸出管理委員会（3月18日（月）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②委員会アドバイザーの委嘱について

委員会アドバイザーの委嘱について以下のとおり説明があり、審議の結果、承認した。
・3月に副委員長を退任の根東教授（薬学研究科）を新たに委員会アドバイザーに委嘱すること。

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。
・懸念国からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…16件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…2件

②その他

1) 組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について

組織改編に伴う、安全保障輸出管理規程の一部改正について、以下のとおり報告があった。

- ・学際科学国際高等研究センターを輸出管理対象部局から除外。コンプライアンス推進部長を法務・コンプライアンス部長に改め、同部のコンプライアンス推進課長を委員として委員構成を改正（いずれも4月1日付け）。

2) 一般包括許可（ホワイト包括許可）の取得について

一般包括許可（ホワイト包括許可）の取得について、以下のとおり報告があった。

- ・一般包括許可（ホワイト包括許可）とは、リスト規制該当貨物又はリスト規制該当技術のうち機微度が比較的低い一部の品目をホワイト国向けに輸出又は提供する場合に、事前に電子申請により法人として登録を行っていること等を条件に、経済産業大臣が当該法人に対し、輸出許可・役務取引許可の権限を包括的に委任する制度であること。
- ・本学では、4月8日付けで経済産業大臣より一般包括許可（ホワイト包括許可）を所得したこと。
- ・一般包括許可（ホワイト包括許可）は、適用できる項番が特定されており、適用の判断には専門性が必要となるため、適用判断及び結果の連絡等は、安全保障輸出管理室において一元的に行うこととなること。

3) 平成25年度定期教育の実施について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって盛況裡に終了した旨等報告があった。

- ・教員全学講習会：4月3日（水）【工学部地区】、4月11日（木）【北青葉山地区】及び【星陵・雨宮地区】、4月12日（金）【片平地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：4月25日（木）
- ・昨年度実施した定期監査において、一部の部局から強い要望があったことを踏まえ、今年度からは上半期と下半期の年2回、教員全学講習会等を開催する予定であること

と。

4) 平成25年度の主な予定について

平成25年度の本委員会の主な予定について、以下のとおり報告があった。

- 会議形式の本委員会を4回（4月、6月、10月、平成26年3月）開催。なお、他の月については書面審議形式により開催。
- 6月の委員会終了後、引き続き輸出管理アドバイザー研修会を開催。
- 9月から10月にかけて、定期監査を実施。
- 11月頃から1月頃までにかけて、定期監査の結果を踏まえ、更なる管理体制の見直しに向けた検討に着手。
- リスト規制の改訂があった場合には、調査票に基づく調査を実施。

2. 平成25年度第2回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

日時：5月30日（木）～6月5日（水）

回答者：41名中31名

審議事項：

①平成25年度第1回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第1回安全保障輸出管理委員会（4月26日（金）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- 懸念国からの受入れ…1件
- 国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- リスト規制に該当するものの、相手先がホワイト国であるため、一般包括許可（ホワイト包括許可）の適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…24件
- 同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…5件

3. 平成25年度第3回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：6月25日（火）午後1時30分～午後2時15分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：41名中38名（代理出席含む）

審議事項：

①平成25年度第2回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第2回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正（案）について

安全保障輸出管理に関する監査の基本方針の一部改正（案）について審議し、承認した。改正内容は以下のとおり。

- ・監査報告書内容確定後の手続について、従来は、定期監査終了後、本委員会において監査報告書の内容を確定し、二次監査対象部局への通知等を行った後、速やかに同報告書を本学の安全保障輸出管理ホームページ（以下「輸出管理HP」という）の学内専用サイトに掲載していたところ、これを二次監査対象部局への通知後、統括責任者より最高責任者及び関係諸会議（運営企画会議及び部局長連絡会議）への報告を行った上で、本学の輸出管理HPに掲載するよう改めること。

③平成25年度定期監査実施計画（案）について

平成25年度定期監査実施計画（案）について審議し、承認した。実施計画の主な内容は以下のとおり。

- ・一次監査（書面監査）：9月上旬から中旬にかけてすべての輸出管理対象部局を対象として実施。
- ・二次監査（実地監査）：①9月下旬から10月中旬にかけて、10部局（経済学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、多元物質科学研究所、災害科学国際研究所、国際高等研究教育機構、マイクロシステム融合研究開発センター、国際交流センター、国際教育院）を対象として実施、②過去に委員会審査案件の申請があった部局のうち、平成25年9月1日現在、継続して研究指導等を実施している部局については、事務職員ヒアリングのほか、教員ヒアリングを実施、③昨年度の二次監査で「不適切事項」との評価が付された部局のうち、今年度の一次監査の結果、指摘事項に対応する対応が未実施であることが確認された部局も二次監査の対象とする。
- ・委員会による監査報告書（案）の内容確認：10月下旬
- ・二次監査結果通知：平成25年11月下旬

④該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

⑤活動報告書に関する了解事項（案）について

活動報告書に関する了解事項（案）について審議し、承認した。了解事項の主な内容は以下のとおり。

- ・作成等の目的：①輸出管理に係るプレゼンスを高め、もって、その必要性及び重要性の理解促進を図ること。②学外関係機関から適宜評価いただくとともに、必要に応じて当該機関における管理体制の充実強化等に向けた参考情報として活用いただくこと。③学内外からの意見等を踏まえ、輸出管理のさらなる改善・充実のための基礎資料を得ること。
- ・作成等の時期：翌年度の遅くとも8月までに活動報告書の作成等を行うこと。
- ・掲載内容：上記①から③に掲げる目的の達成に必要な範囲内で、情報を掲載する。ただし、本学の輸出管理HPの学内専用サイトに掲載されている資料を掲載する場合には、以下に定める手続に従い、委員会の確認を得た範囲内で掲載する。
- ・手続：管理室の原案をもとに委員長・副委員長と協議して報告書案を作成し、本委員会において、その掲載内容を確認の上、印刷製本・公表すること。
- ・公表の方法：印刷製本した活動報告書は、学内の役員及び教職員のほか、学外の関係省庁その他大学等に対し送付。また、本学の輸出管理HP上にも掲載し、送付先以外の機関からも閲覧可能とすること。

報告事項：

①平成24年度活動報告書（案）について

活動報告書（案）について、以下のとおり報告があった。

- ・本報告書案は、管理室において作成した原案について、委員長及び副委員長と協議して作成したものであること。構成は以下のとおり。
①改善・充実のための取組、②判定手続等の取扱実績、③調査、④教育・普及啓発活動、⑤監査、⑥学外との連携活動等、⑦その他資料

②委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、一般包括許可（ホワイト包括許可）の適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…16件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部

確認)した案件…6件

4. 平成25年度第4回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：7月25日（木）～7月30日（火）

回答者：41名中37名

審議事項：

①平成25年度第3回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第3回安全保障輸出管理委員会（6月25日（火）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…14件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…18件

5. 平成25年度第5回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：9月27日（金）～10月1日（火）

回答者：41名中38名

審議事項：

①平成25年度第4回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第4回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…2件
- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…30件
- 同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…20件
- 懸念先からの訪問者受入れであるが、公知の範囲内での技術提供であって、その旨受入教員から部局管理責任者あて誓約書が提出されていることから、取引承認と判定（部局事前確認）した案件…1件

6. 平成25年度第6回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：10月21日（月）～10月23日（水）

回答者：41名中35名

審議事項：

①平成25年度第5回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第5回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- 外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- 懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関でのワークショップ参加…1件
- 用途懸念…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…11件
- 同一貨物の再輸出について、引き続きリスト規制に該当するため、経済産業大臣の許可取得を条件に取引承認と判定（本部確認）した案件…1件
- 同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…19件

7. 平成25年度第7回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：10月30日（水）午後3時30分～午後4時15分

場所：生命科学研究科プロジェクト総合研究棟講義室B

出席者：41名中37名（代理出席含む）

審議事項：

①平成25年度第6回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第6回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②平成25年度定期監査報告書（案）について

平成25年度定期監査報告書（案）について審議し、承認した。内容は、「第5章 監査」Ⅱ. に記載のとおり。

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。
・国連武器禁輸国・地域からの受入れ…1件

報告事項：

①その他

1) 教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下のとおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会：10月4日（金）【工学部地区】、11月14日（木）【片平地区】、11月22日（金）【北青葉山地区】、11月25日（月）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月15日（金）

2) リスト規制貨物・技術の改訂等及び調査の実施について

リスト規制貨物・技術の改訂等について、以下のとおり報告があった。

- ・外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正に伴い、10月15日からリスト規制貨物・技術の追加・削除等の改訂が行われたこと。
- ・リスト規制貨物・技術の改訂に伴い、今年度も「調査票」に基づく調査を実施する予定であること。
- ・8月30日付けで外国ユーザーリスト掲載機関の一部改訂があったこと。

8. 平成25年度第8回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：12月17日（火）～12月20日（金）

回答者：41名中35名

審議事項：

①平成25年度第7回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第7回安全保障輸出管理委員会（10月30日（水）開催）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。
・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、一般包括許可（ホワイト包括許可）の適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…1件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…2件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…25件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…26件

②教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会を以下のとおり開催し、委員及び輸出管理アドバイザーの協力の下、多数の参加者をもって終了した旨等報告があった。

- ・教員全学講習会：10月4日（金）【工学部地区】、11月14日（木）【片平地区】
11月22日（金）【北青葉山地区】、11月25日（月）【星陵・雨宮地区】
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：11月15日（金）

9. 平成25年度第9回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：1月10日（金）～1月16日（木）

回答者：41名中38名

審議事項：

①平成25年度第8回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第8回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正（案）について

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正について審議し、承認した。主な改正内容は以下のとおり。

- ・産学連携先端材料研究開発センター及びレアメタル・グリーンイノベーション研究開発センター（いずれも1月1日付け設置）を輸出管理対象部局に追加すること。
- ・同一技術の再提供に係る手続の明確化

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・用途懸念…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…7件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…5件
- ・懸念先からの訪問者受入れであるが、公知の範囲内での技術提供であって、その旨受入教員から部局管理責任者あて誓約書が提出されていることから、取引承認と判定（部局事前確認）した案件…1件

10. 平成25年度第10回 安全保障輸出管理委員会（書面審議）

期間：2月24日（月）～2月27日（木）

回答者：41名中37名

審議事項：

①平成25年度第9回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第9回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ（技術提供の追加）…1件
- ・懸念国・外国ユーザーリスト掲載機関からの受入れ…1件
- ・懸念国への貨物の輸出…1件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制に該当するものの、一般包括許可（ホワイト包括許可）の適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件… 1 件
- ・リスト規制に該当するものの、特例適用により経済産業大臣の許可を要さず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件… 1 件
- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件… 2 2 件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件… 2 2 件
- ・懸念先ではあるものの、リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、全学管理責任者裁定により取引承認と判定した案件… 1 件

11. 平成25年度第11回 安全保障輸出管理委員会（開催形式）

日時：3月10日（月）午後3時00分～午後4時00分

場所：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

出席者：41名中34名（代理出席含む）

審議事項：

①平成25年度第10回安全保障輸出管理委員会議事録（案）について

平成25年度第10回安全保障輸出管理委員会（書面審議）の議事録（案）について審議し、承認した。

②国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正（案）について

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理細則の一部改正（案）について審議し、承認した。主な改正内容は以下のとおり。

- ・スーパーコンピュータ利用申請に係る手続の追加：スーパーコンピュータ利用にあたり「外国籍の者」及び「外国機関所属の者」については、必要書類を提出させ、安全保障輸出管理室で経済産業大臣への許可申請が必要か否かを確認し、許可申請が必要な場合は、安全保障輸出管理室が窓口となり経済産業大臣へ申請すること。
- ・同一技術の再提供の際の手続の明確化

③該非判定・取引審査の本部判定（案）について

懸念先を相手先とする以下の案件について審議し、許可申請不要として承認した。

- ・外国ユーザーリスト掲載機関でのワークショップの開催… 1 件

報告事項：

①委員会報告案件の処理状況について

委員会報告案件の処理状況について、以下のとおり報告があった。

- ・リスト規制又はキャッチオール規制に該当せず、取引承認と判定（部局判定及び本部確認）した案件…8件
- ・同一貨物の再輸出について、新たにリスト規制に該当せず、取引承認と判定（本部確認）した案件…3件

②その他

1）国費外国人留学生の受入に係る外務省からの照会について

国費外国人留学生の受入に係る外務省からの照会案件について、その概要及び留意点等について報告があった。

2）教員全学講習会等の開催について

教員全学講習会及び実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会をそれぞれ以下のとおり開催する予定である旨の報告があった。

- ・教員全学講習会：4月3日（木）【工学部地区】、4月14日（月）【片平地区】及び【北青葉山地区】、4月15日（火）【星陵・雨宮地区】※下半期も開催予定
- ・実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会：4月22日（火）※下半期も開催予定

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、特にその要ともいえる判定手続等の取扱実績を件数ベースでご説明したい。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて、求める判定手続等の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく3つに分類できることから、取扱実績はこの懸念性の度合いに応じた3つの分類に区分して記載することとする。ここで、数字の持つ意味合いをご理解いただくためには、前提としてこの区分の意味をご理解いただく必要があるため、冒頭に本学における判定手続等の構成及びフロー（手続の流れ）を時系列順に簡単にご説明したい。

I. 判定手続等の構成及びフロー

1. 取引の開始前

①判定手続の構成

1) 事前確認

取引の懸念性の度合いを確認し、その後の手続の有無及び内容を判定するスクリーニングのための手続。

2) 該非判定

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するか否かを判定する手続。常に、取引審査とセットで行う。

3) 取引審査

該非判定の結果を踏まえ、特例適用の有無又は取引の相手先・用途における懸念の有無を確認した上で、取引の承認の可否（承認の場合における許可申請の要・不要を含む）を審査する手続。常に、該非判定とセットで行う。

②判定手続のフロー

資料4（判定手続のフロー図）のとおり、取引の相手先及び提供技術・輸出貨物の内容により、判定手続の構成及び判定権限のレベルが異なり、大きく以下の3つに分類している。

1) 懸念性が低い場合（管理レベルが低い場合）

資料4の  箇所に対応する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、部局の事前確認において、提供技術が例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書を取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合には、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部（安全保障輸出管理室）に届ける。

ただし、非該当証明書を取得済みの貨物輸出に限り、取引前に本部における内容確認

を得る必要がある。

2) 懸念性が比較的高い場合（管理レベルが中程度の場合）

資料4の  箇所に対応する取引。取引の相手先がホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）の場合であって、提供技術が例外規定に該当しない場合又は輸出貨物が非該当証明書取得済みでない場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認されない限り、部局判定限りで取引を承認し、その結果を本部に届け出る。

また、この場合には、すべての取引について取引前に本部における内容確認を得る必要があるほか、取引審査でキャッチオール規制上の懸念情報が確認された場合には、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

3) 懸念性が高い場合（管理レベルが高い場合）

資料4の  箇所に対応する取引。取引の相手先が懸念先の場合には、提供技術又は輸出貨物の内容如何に関わらず、すべて部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行い、さらに本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

2. 判定手続の終了後

①再判定手続の構成

上記1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記1. の判定手続を行う。

- 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合
- 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合

3. 取引の終了前

①終了前確認の構成

1) 終了前確認

上記1. の判定手続又は上記2. の再判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、資料5（終了前確認チェックフロー図）に従い終了前確認を行う。

また、終了前確認の結果、所定の要件に該当した場合（「確認終了」に至らなかった場合）には、下記2) により懸念先確認又は下記3) により判定手続を行う必要がある。

2) 懸念先確認

上記1) による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、懸念先として受け入れた方で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更が無く、また、貨物の持ち帰りも無い場合（資料5の）には、部局において内容を確認の上、その結果を本部に届け出る。

3) 判定手続

上記1) による終了前確認の結果、受入期間が終了する予定の留学生・外国人研究者が、次のいずれかに該当する場合には、部局で事前確認のほか該非判定及び取引審査を行った上、その結果を本部に届け出るか、本部判定により、安全保障輸出管理委員会及び統括責任者の審査を受ける必要がある。

- ・懸念先以外から受け入れた方で、終了後の進路先が懸念先である場合（資料5の）
- ・懸念先以外から受け入れた方で、終了後の進路先が懸念先でないものの提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合（資料5の）、若しくは貨物の持ち帰りがある場合（資料5の）
- ・懸念先として受け入れた方で、提供技術の内容が受入前に審査したものから追加又は変更がある場合（資料5の）、若しくは貨物の持ち帰りがある場合（資料5の）

②終了前確認のフロー

資料5（終了前確認チェックフロー図）のとおり。

Ⅱ．取扱実績

1．判定手続の取扱実績

平成25年度の判定手続の取扱実績は、以下のとおり。なお、各月別の内訳は、資料6のとおり。

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	平成25年度合計
事前確認限りで取引を承認した案件	599
貨物の輸出(輸出許可取得不要)	17
技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)※	582

※短期滞在の懸念先に対し、公知の範囲内で技術提供を行う旨を受入教員が誓約した場合を含む。

	平成25年度合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	307
貨物の輸出	303
(内訳) 輸出許可取得必要	0
ホワイト包括許可適用	4
輸出許可取得不要	299
技術の提供・受入れ	4
(内訳) 役務取引許可取得必要	0
ホワイト包括許可適用	0
役務取引許可取得不要	4

	平成25年度合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	121
(内訳) 輸出許可取得必要	1
ホワイト包括許可適用	0
輸出許可取得不要	120

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	平成25年度合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	20
貨物の輸出(輸出許可取得不要)	1
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	0
懸念国	1
国連武器禁輸国・地域	0
その他	0
技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	19
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	11
懸念国	2
国連武器禁輸国・地域	4
その他	2

2. 終了前確認の取扱実績

平成25年度の終了前確認の取扱実績は、以下のとおり。なお、各月別の内訳は、資料7のとおり。

●懸念先以外として受入れ

	平成25年度合計
進路先が懸念先	0
提供技術の追加・変更有	4
帰国時の貨物持ち帰り	1

●懸念先として受入れ

	平成25年度合計
提供技術の追加・変更有	1
帰国時の貨物持ち帰り	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	24

第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続の遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

I. 実施状況

1. 実施時期

11月～12月

2. 調査対象部局

すべての輸出管理対象部局

3. 調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、昨年の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外

4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

5. 調査項目

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

6. 調査結果

○回答総数：969件。

○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（243件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が58件（23.8%）あった。

○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（207件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が35件（16.9%）あった。

7. 自己評価

○総数で969件の回答があったが、これは手続の遺漏による外為法違反のリスクを極力低減させるという本調査の趣旨・目的から、これを怠れば、最悪の場合、自分自身に法的責任が伴うことになるという当事者意識が学内の教員等に十分に浸透していることの表れであると考えられる。

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしているほか、部局内においても輸出管理の普及啓発に努めることとしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数（上半期）

日時等		会 場	対象予定部局		参加人数
4月3日 (水)	10:05～10:35	工学部青葉記念会館4階大研修室 ※平成25年度工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東	180名
4月11日 (木)	15:00～16:00	理学研究科大講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光物理学センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】	北アジア研究センター、高等教育開発推進センター、教育情報基盤センター、国際交流センター、国際教育	47名
	17:00～18:00	医学系研究科臨床中講堂	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】	院、教養教育院【川内地区】	52名

4月12日 (金)	13:30～14:30	片平さくら ホール2階 会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究科、電気通信研究所、多元物質科学研究科、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター、材料科学共同研究センター【片平地区】		72名
--------------	-------------	-----------------------	---	--	-----

②演題・講師・内容等

『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』（資料8）：佐々木委員長（工学部地区、北青葉山地区、星陵・雨宮地区、片平地区）

佐々木委員長より、外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明するとともに、平成24年度定期監査の結果を踏まえた手続の見直しの内容等について説明した。

③日時・会場・対象者・出席者数（下半期）

日時等		会 場	対象予定部局		参加 人数
10月4日 (金)	10:05～10:35	工学研究科 中央棟2階 大会議室 ※平成25年度工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	工学研究科、環境科学研究科、情報科学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、未来科学技術共同研究センター、環境保全センター、マイクロシステム融合研究開発センター、国際集積エレクトロニクス研究開発センター【工学部地区】	文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、国際文化研究科、教育情報学教育部・教育情報学研究部、東	82名
11月14日 (木)	13:30～14:30	片平さくら ホール2階 会議室	生命科学研究科、金属材料研究所、流体科学研究科、電気通信研究所、多元物質科学研究科、埋蔵文化財調査室、原子分子材料科学高等研究機構、省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター、材料科学共同研究センター【片平地区】	北アジア研究センター、高等教育開発推進センター、教育情報基盤センター、国	21名
11月22日 (金)	10:30～11:30	薬学研究科C 棟講義室	理学研究科、薬学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育	際交流センター、国際教育院、教養教育院【川内地区】	17名

			機構、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター【北青葉山地区】		
11月25日 (月)	17:00～18:00	加齢医学研究所スマートエイジング棟1階国際会議場	医学系研究科、歯学研究科、農学研究科、生命科学研究科、医工学研究科、加齢医学研究所、病院、動物実験センター、遺伝子実験センター、東北メディカル・メガバンク機構【星陵・雨宮地区】		24名

④演題・講師・内容等

『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』: 佐々木委員長 (工学部地区、星陵・雨宮地区、片平地区)

『ライフサイエンスにおける安全保障輸出管理【教員全学講習会】』(資料9): 倉田副委員長 (北青葉山地区)

佐々木委員長より、外為法の規制内容、大学における輸出管理の必要性、本学の管理体制の概要並びに判定手続及び終了前確認手続の概要を説明するとともに、平成24年度定期監査の結果を踏まえた手続の見直しの内容等について説明した。また、北青葉山地区については、佐々木委員長からの説明終了後、倉田副委員長より、ライフサイエンス関連分野における留意事項等について補足して説明した。

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数 (上半期)

日 時 等			会 場	出席者数
4月25日 (木)	13:30～14:45	実務担当者講習会	金属材料研究所講堂	79名
	14:55～16:00	輸出管理担当者研修会(基礎)		47名
	16:10～17:00	輸出管理担当者研修会(演習)		39名

②演題・講師・内容等

『安全保障輸出に関する実務担当者講習会』: 船田室長 (輸出管理マネージャー)

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』: 櫻井室員

安全保障輸出管理担当者には、部局内における輸出管理実務の総合窓口として、外為法の規制内容及び本学の管理体制の仕組みはもとより、申請書類の不備をチェックし、又は提出漏れを防ぐための様々な注意点を理解することが求められる。

また、その他関連する事務 (留学生等の受入れ、共同研究、受託研究、外国出張、物品管理又は購買等) を処理する実務担当者にも輸出管理関係書類の受理・回付・督促等を行うこ

とが求められており、外為法の規制内容及び本学の管理体制の基本的な仕組み等を理解することが必要となる。

したがって、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び輸出管理担当者研修会を上記のとおり 2 部構成により開催した。

船田室長からは外為法の規制内容、本学の管理体制、判定手続及び終了前確認手続の概要及び所定の担当係に求められる役割等について、櫻井室員からは平成 24 年度定期監査の結果を踏まえた見直しの内容、判定手続及び終了前確認手続における書類の確認方法その他実務処理上の注意点等についてそれぞれ説明があり、安全保障輸出管理担当者及び実務担当者がその役割を果たす上で、有益な機会になったと思われる。

③日時・会場・対象者・出席者数（下半期）

日 時 等			会 場	出席者数
11 月 15 日 (金)	13 : 30～14 : 45	実務担当者講習会	金属材料研究所講堂	41 名
	15 : 00～16 : 15	輸出管理担当者研修会		18 名

④演題・講師・内容等

『安全保障輸出管理に関する実務担当者講習会』：志田室長（輸出管理マネージャー）

『安全保障輸出管理に関する輸出管理担当者研修会』：櫻井室員

平成 24 年度定期監査において一部の部局からの強い要望により、平成 25 年度から、上半期と下半期の年 2 回開催することとしたものであり、4 月と同様、職能別専門研修として、実務担当者講習会及び安全保障輸出管理担当者研修会を上記のとおり 2 部構成により開催した。

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①日時・会場・対象者・出席者数

日時：6 月 25 日（火）

会場：エクステンション教育研究棟 1 階 部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

出席者数：29 名

②演題・講師・講演内容等

『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』：佐々木委員長、大町副委員長、倉田副委員長

部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマは、該非判定の具体的な手順及び留意点、並びに委員会審査案件（懸念先からの受入れ）に係る審査の留意点であり、佐々木委員長からは手続全般及び最近のヒヤリ・ハット事例について、大町副委員長からは機械系分野における該非判定事例及び懸念先からの受入れにおける審

査の留意点について、倉田副委員長からはライフサイエンス系分野における該非判定事例について、それぞれ説明があった。

4. 部局等開催分（主なもの）

○教育・学生支援部教務課が主催した教務系職員事務研修において『東北大学における安全保障輸出管理について』と題し、留学生等の受け入れにあたり、教務担当者として安全保障輸出管理上の留意すべき点等について説明（開催日：12月6日（金）、講師：志田室長（輸出管理マネージャー））

○生命科学研究科において、輸出管理に関する説明会を開催（開催日：12月11日（木）、講師：佐々木委員長）

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障輸出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

I. 実施体制

1. 一次監査（書面監査）

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（46部局）

②監査実施期間

平成25年8月27日（火）～平成25年9月13日（金）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査事項

- ・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・マニュアル及び安全保障輸出管理ホームページの活用状況
- ・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：安全保障輸出管理担当者

2. 二次監査（実地監査）

①監査対象部局

10部局

※本学では、「安全保障輸出管理に関する監査の基本方針」により、定期監査の公平性を確保するため、原則として3年ですべての輸出管理対象部局に対する二次監査を完了することとしている。

②監査実施期間

平成25年9月27日（金）～平成25年10月8日（火）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

④監査事項

1) 事務職員ヒアリング

一次監査に同じ

2) 教員ヒアリング

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

※教員ヒアリングは、委員会審査案件となった留学生等を現に受け入れている教員を対象に実施。

⑤監査対応

1) 事務職員ヒアリング

本部：安全保障輸出管理室（室長及び室員 1 名）

部局：安全保障輸出管理担当者又はその補助者及び留学生受入れ等の担当係（係長又は実務担当者）

2) 教員ヒアリング

本部：委員長及び安全保障輸出管理室（室長及び室員 1 名）

部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の安全保障輸出管理アドバイザー

※必要に応じ、安全保障輸出管理担当者等の陪席を認めた。

Ⅱ. 監査結果（概要）

1. 評価区分

①優れた取組・・・ 1 件（1 テーマ）

○判定結果の伝達に関するもの

国際教育院では、外国人の教員に対する判定結果の伝達を、英文の通知文書を交付することにより行っていた。

②改善要請事項・・・・・・ 該当なし

③不適切事項・・・ 1 件（1 テーマ）

○判定結果の伝達に関するもの

現 状

輸出管理担当者において、懸念先以外を相手先とする軽微な取引については、教員等又は所定の担当係から照会があった場合を除き、教員等又は所定の担当係に対する判定結果の伝達を行っていなかった。また、所定の担当係において、判定結果の伝達前に担当業務を処理していた。
【1 部局】

指摘事項	輸出管理担当者は、すべての取引について教員等又は所定の担当係に対する判定結果の伝達を確実に行うとともに、所定の担当係も判定結果の伝達があるまでは担当業務を処理しないことを徹底すること。
------	--

④対応要望事項 ・ ・ ・ 20件（8テーマ）

○外部資金等の申請時における対応に関するもの	
現 状	所定の担当係において、国費外国人留学生の受入内諾の時点では、教員等が判定手続を完了していることの確認を行っていなかった。【1部局】
指摘事項	国費外国人留学生又は外部資金等の申請等については、文部科学省等の採択機関より、申請（受入内諾・推薦）等の要件として輸出管理上の必要な手続を完了していることが求められていることから、所定の担当係においては、申請等の段階で、教員等が輸出管理上の必要な手続を完了していることの確認を行い、教員等が履行していないことを確認した場合には、当該教員等に対し、速やかに判定手続を行うよう連絡することが望ましい。
○誓約書の取得に関するもの	
現 状	外国人研究者を採用する場合には、誓約書を取得していたが、その他留学生等を受入れる場合には、誓約書を取得していなかった。【1部局】
指摘事項	誓約書は、留学生・外国人研究者等が、その意に反し誤って外為法への違反により処罰されることなく安心して研究活動に専念できるよう提出いただくものであるため、外国人研究者を採用する際のみならず、漏れなく取得することが望ましい。
○判定手続の遺漏防止に関するもの	
現 状	教務担当係において、留学生が配属されることとなる部局の受入教員に対しては、輸出管理シートの提出に関し必要な連絡を行っていたが、同部局の輸出管理担当者に対しては、受入教員への連絡状況についての連絡を行っていなかった。【1部局】
指摘事項	留学生の受入に係る判定手続は、留学生が身分を有することとなる部局ではなく、留学生が配属されることとなる部局（受入教員の所属部局）において行うことになっているため、当該部局において判定手続が遺漏なく行えるよう、教務担当係において受入教員に対する連絡に加え、当該部局の輸出管理担当者にも教員への連絡状況を連絡し、情報の共有を図ることが望ましい。

現 状	輸出管理担当者において、留学生が身分を有することとなる教務担当係に対して、輸出管理シートを受理した際及び判定手続が完了した際の連絡を行っていなかった。【3部局】
指摘事項	留学生が身分を有することとなる部局において留学生の受入手続を行う場合、基本的には事前に輸出管理上の判定手続により承認を得ることとなっており、判定結果の連絡があるまで教務担当係において受入手続を行えないため、輸出管理担当者において、受入教員から輸出管理シートを受理した際及び判定手続が完了した際にはその旨を留学生が身分を有することとなる部局の教務担当係に連絡することが望ましい。
○判定結果の伝達に関するもの	
現 状	懸念先を相手先とする取引及び貨物の輸出については、教員等への判定結果の伝達をメールにより行っていたが、その他一部の案件については口頭により行っていた。【1部局】
指摘事項	教員等に対する判定結果の伝達は、確実に行われたことを輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、すべて文書又はメール等の客観的に確認可能な方法により行うことが望ましい。
現 状	一部の案件について、教員等への判定結果の伝達を口頭により行っていた。 【1部局】
指摘事項	教員等に対する判定結果の伝達は、確実に行われたことを輸出管理担当者と教員等の双方が事後的に確認できるよう、すべて文書又はメール等の客観的に確認可能な方法により行うことが望ましい。
○終了前確認に関するもの	
現 状	輸出管理担当者及び所定の担当係において、留学生・外国人研究者等に係る受入期間の終了予定日の1月前までに教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡していなかった。【2部局】
指摘事項	終了前確認の遺漏を防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係において留学生・外国人研究者等の受入期間の終了予定日の遅くとも1月前までに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。
現 状	終了前確認の必要性について認識がなかった。【1部局】
指摘事項	監査対象期間中に終了前確認を行うべき事案がなかったため、手続の遺漏はなかったものの、該当の事案があった場合には、輸出管理担当者

	において留学生・外国人研究者等の受入期間の終了予定日の遅くとも1月前までに（退学、辞職等により終了予定日前に身分の喪失があることが判明した場合には、その時点で）、受入教員等に対し、終了前確認を行うよう連絡することが望ましい。
○部局判定（決裁）に関するもの	
現 状	懸念先を相手先とする取引を除き、輸出管理アドバイザーに相談を行っていないかった。【1部局】
指摘事項	少なくとも該非判定・取引審査を要する案件については技術的な専門性が必要となることから、部局判定にあたり輸出管理アドバイザーに助言を求めることが望ましい。
○部局内の周知に関するもの	
現 状	本部からの通知・事務連絡等について、教職員等への周知を行っていないかった。【1部局】
指摘事項	本部からの通知・事務連絡等については部局内において漏れなく周知することが望ましい。また、本部からの通知・事務連絡等のうち、新制度の導入や従来制度の見直し等、教員等による理解が不可欠な重要案件については、輸出管理担当者による事務的な周知に加え、安全保障輸出管理委員又は輸出管理アドバイザー等の教員が、教授会等において必要な周知を行うことが望ましい。
現 状	本部からの通知・事務連絡等について、輸出管理担当者が各研究室にそのままメールで転送していた。【1部局】
指摘事項	各研究室が受理したメールの主旨等を容易に理解できるよう、転送メールの本文に要点を付記することが望ましい。
○留学生等の履歴の確認に関するもの	
現 状	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う留学生・外国人研究者等の履歴の確認は、受入教員等のセルフチェックに任せていた。【5部局】
指摘事項	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う履歴の確認は、確認の漏れを防ぐため、輸出管理担当者又は所定の担当係においても行うことが望ましい。
現 状	外国ユーザーリスト又は国連武器禁輸国・地域の改訂に伴う留学生・外国人研究者等の履歴の確認を輸出管理担当者が自ら保有する情報の範囲内で確認を行っていた。【1部局】

指摘事項	外国ユーザーリスト改訂に伴う履歴の確認については、平成14年4月まで遡って行う必要があるため、留学生・外国人研究者等の輸出管理シートに略歴書を添付する等により、漏れなく行うことが望ましい。
------	--

⑤指摘なし 2部局該当

【評価区分に関する全般的所見】

昨年度と同様、「改善要請事項」に該当する部局がなかったことに加え、「不適切事項」が昨年度の2件から1件に減少していること、また、「対応要望事項」についても、件数が減少し、そのほとんどが今後の改善・充実が比較的容易に行えるものと考えられる軽微なものであったことから、輸出管理に対する各教員等によるご理解・ご協力、その他の関係者によるご尽力により、本学において輸出管理がより一層浸透し、かつ、効果的に機能しているものと評価できる結果となった。

②要望事項 . . . 10件（5テーマ）

○手続の明確化に関するもの
貨物の輸出に際の参考として、ある貨物はどの項番をチェックすればよいかのチェック表のようなものを作成してほしい。【1部局】
部局には、本部確認後の本部判定欄に記名・押印のある最終的な書類がないので、写しを送付してほしい【1部局】
輸出管理シートを取引の対応ごと（貨物輸出・受入・技術提供）に分けてほしい。【1部局】
留学生の配属先と所属が異なる場合の取扱いを明確にしてほしい。【1部局】
○教育・研修に関するもの
階層別研修会を定期的の実施してほしい。【1部局】
○連携に関するもの
本部事務機構内でも情報の共有等連携してほしい。【1部局】
○HPの利便性の向上に関するもの
輸出管理シートの提出が不要となる場合の具体的事例を掲載してほしい。【1部局】
フロー図に提出不要な場合を明示してほしい。【1部局】
外国人教員用のコンテンツを充実させてほしい。【1部局】
○管理体制・組織について
通関や他法令等の規則について、組織的に一元的に確認できる体制にほしい。【1部局】

【要望事項に関する全般的所見】

「手続の明確化に関するもの」、「教育・研修に関するもの」及び「HPの利便性の向上に関するもの」には、本学の輸出管理を教員その他の関係者により分かりやすく周知して欲しいとの要望が根底にある点で共通しており、この点について、新たな支援ツールの作成や教育・研修活動の一層の充実等のため、安全保障輸出管理室としても、さらに改善を図る必要がある。

また、「連携に関するもの」には、判定手続の遺漏防止の観点からも、各部局と安全保障輸出管理室との連携に加えて、本部事務機構内での連携強化についても検討する必要がある。

Ⅲ. 監査結果を踏まえた対応

定期監査の結果、部局から出された要望等を踏まえ、平成25年度においては以下のとおり、適宜、管理体制の見直し等の検討に着手した。

1. 手続の明確化

第1章Ⅰ.に記載のとおり。

2. 定期教育の開催時期等

平成25年度より講習会等を年2回（上半期及び下半期）に開催することとした。

3. 一般包括許可（通称「ホワイト包括許可」）の申請

経済産業大臣宛ての許可申請が必要となった教員等の書類作成等に要する負担軽減及び当該取引の迅速な実施を可能とするため、一般包括許可（輸出・役務取引）を申請し、平成25年4月8日付けで同許可を取得した。

4. ホームページの利便性向上

- ・外国人教員が利便性の向上のために、英訳のコンテンツの充実に向けて検討を開始した。
- ・教員等及び事務職員それぞれに利用しやすいホームページの作成に向けて検討を開始した。

※平成26年7月にはホームページ上の外国人教員向けの英訳コンテンツを更新する予定である。

第6章 学外との連携活動等

1. 安全保障輸出管理に関する11大学連絡会

- 「連絡会に関する了解事項」(平成22年12月27日確認)に基づき、構成員名簿の更新(6月14日、8月21日、10月31日及び11月19日付け送付)を行った。
- 同連絡会が発足して4年目を迎え、各大学の整備状況等、実務組織体制の在り方を検討するための基礎資料及び同連絡会の今後の在り方を再検討する等のためのアンケート調査を実施した。結果について、各大学あてに「輸出管理体制の整備状況一覧」として送付した。(8月21日付け)

2. 東北テクノアーチ(TLO)

本学から譲渡又はライセンスされた技術及び貨物を同TLOが外国企業へ提供することとなったため、覚書(平成22年8月6日付け締結)に基づき、同TLOより輸出管理に関する懸念の有無について本学に確認依頼があったことから、輸出管理マネージャーにおいて懸念の有無を確認の上、同TLO宛て回答した(6月11日、9月4日、10月1日、1月31日及び2月12日付け)。

3. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

名称：平成25年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会

開催日：1月16日(木)

会場：虎ノ門ツインビルディング(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室2名

内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

②CISTEC主催関係

○名称：平成25年度 STC Associate 入門セミナー

開催日：7月19日(金)

会場：大阪国際会議場(大阪)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：概論・輸出規制の枠組み・法制度、許可申請手続並びに企業・大学等の輸出管理

○名称：平成25年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<該非判定>

開催日：9月11日(水)

会場：ベルサール汐留(東京)

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：該非判定の基礎、該非判定の演習と解説―貨物―並びに技術(役務)の該非

判定

○名称：平成25年度 安全保障貿易管理研修会 海外法制度シリーズ＜米国再輸出規制（EAR）＞

開催日：9月24日（火）

会場：ベルサール汐留（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：企業における再輸出管理、再輸出管理の実務並びに再輸出規制のケース・スタディ

○名称：平成25年度 安全保障貿易管理研修会 秋期：輸出管理基礎コース

開催日：10月15日（火）

会場：ベルサール新宿グランド（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎並びに取引審査の基礎

③その他

1）特定非営利活動法人 JAFSA（国際教育交流協議会）主催関係

名称：第一回 JAFSA「安全保障輸出管理セミナー」

開催日：8月6日（火）

会場：早稲田大学 早稲田キャンパス（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：日本の安全保障貿易管理の概要と大学における輸出管理並びに大学における輸出管理の実務と要点

2）輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会（EFA）主催

名称：輸出管理 DAY for ACADEMIA 2014

開催日：2月27日（木）

会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題、クラウドコンピューティングの管理並びに安全保障輸出管理における留学生の処遇のあり方等

4. 学外からの来訪対応

①独立行政法人情報通信研究機構（NICT）

ご来訪日：10月11日（金）

ご来訪者：国際推進部門、財務部各1名

内容：本学における輸出管理状況、体制、貨物の輸出・技術提供の管理、監査、教育等についてご説明した。

②慶應義塾大学

ご来訪日：10月23日（水）

ご来訪者：研究支援センター2名

内容：本学における輸出管理の体制、概要等についてご説明した。

③名古屋大学

ご来訪日：11月8日（金）

ご来訪者：産学官連携推進本部、リサーチ・アドミニストレーション室、研究協力部各
1名

内容：受入れに関する本学の取組（技術提供の管理方法・啓発活動、誓約書、判断基準
等）、輸出管理状況、並びに今後の課題・計画等についてご説明した。

④静岡大学

ご来訪日：1月17日（金）

ご来訪者：安全保障輸出等管理室1名

内容：本学における輸出管理体制、手続、外国人留学生・外国人研究者の管理体制
及び手続並びに今後の課題・展望等についてご説明した。

⑤麻布大学

ご来訪日：2月21日（金）

ご来訪者：研究推進・支援本部3名

内容：本学における輸出管理体制、概要、判定手続、輸出管理の状況等についてご説
明した。

資 料

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成 22 年 1 月 27 日
規 第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 管理体制（第 5 条—第 12 条）
- 第 3 章 安全保障輸出管理委員会（第 13 条—第 19 条）
- 第 4 章 手続（第 20 条—第 22 条）
- 第 5 章 管理（第 23 条—第 26 条）
- 第 6 章 危機管理（第 27 条）
- 第 7 章 教育（第 28 条・第 29 条）
- 第 8 章 監査（第 30 条）
- 第 9 章 懲戒（第 31 条）
- 第 10 章 雑則（第 32 条・第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。）別表第 1 中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第 6 条第 1 項第 6 号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな

又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。

三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高度教養教育・学生支援機構、国際高等研究教育院、学際科学フロンティア研究所、学術資源研究公開センター、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構、東北メディカル・メガバンク機構及びイノベーション戦略推進本部をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

第2章 管理体制

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(安全保障輸出全学管理責任者)

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

(安全保障輸出管理室)

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

(安全保障輸出部局管理責任者等)

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固

有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

- 3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

（安全保障輸出管理担当者）

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

- 2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

（安全保障輸出管理委員会の設置）

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

（組織）

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及び国際交流課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

（委員長）

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

（委嘱）

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。
 - 二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。
 - 三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。
 - 四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。
- 2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手續に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

（通報及び報告）

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあつては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあつては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあつては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

（教員等への教育）

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年11月9日規第94号改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成２３年２月９日規第４号改正）

- １ この規程は、平成２３年２月９日から施行する。
- ２ この規程施行の際現に改正前の第２０条又は第２１条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第２０条又は第２１条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２３年１０月１１日規第９４号改正）

この規程は、平成２３年１０月１１日から施行し、改正後の第１５条第２号の規定は、平成２３年１０月１日から適用する。

附 則（平成２４年３月１３日規第２０号改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年５月８日規第６４号改正）

この規程は、平成２４年５月８日から施行し、改正後の第３条第５号の規定は平成２４年２月１日から、改正後の第１５条第２号の規定は平成２４年４月１日から適用する。

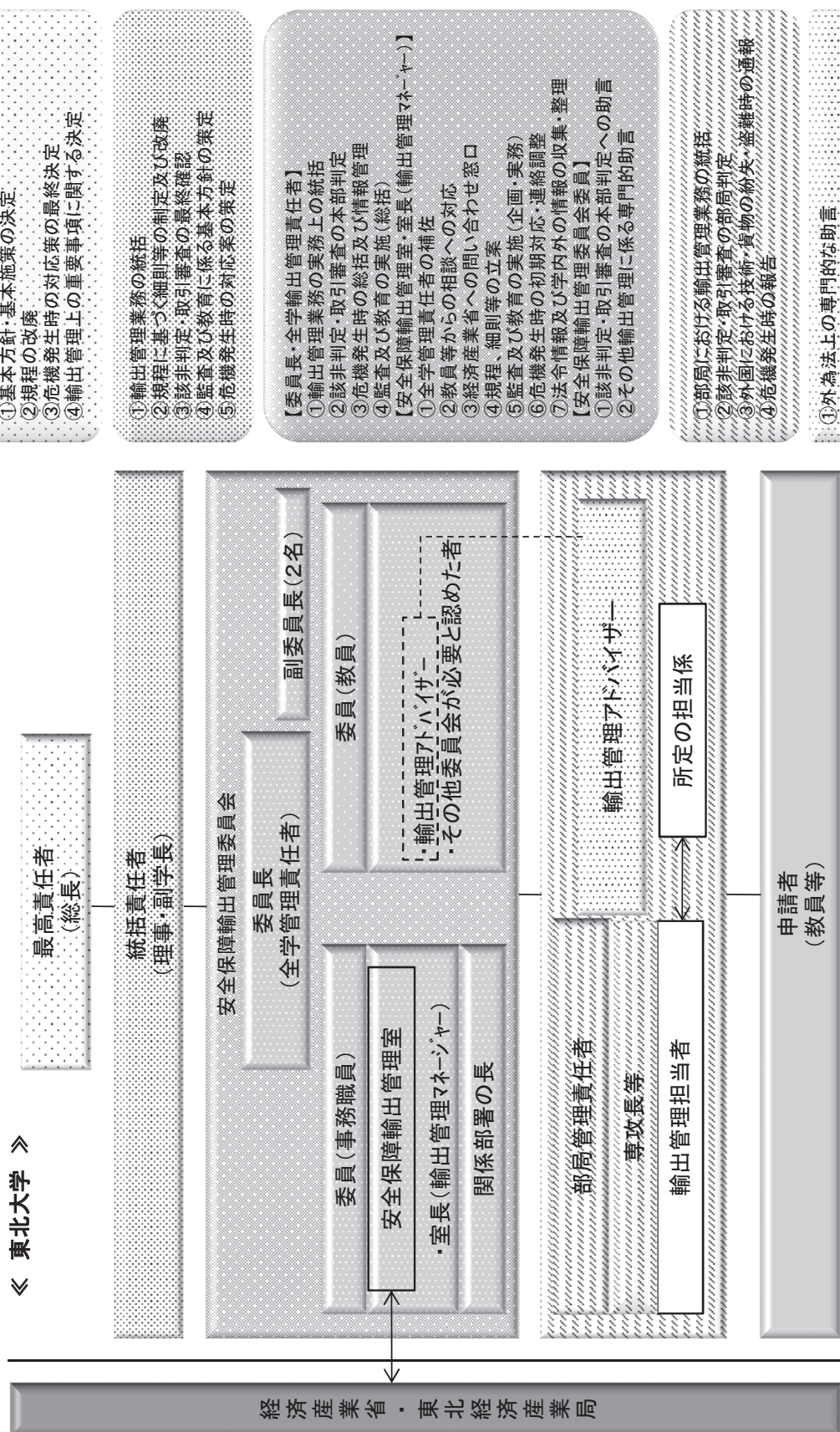
附 則（平成２５年４月２３日規第７９号改正）

この規程は、平成２５年４月２３日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年４月２２日規第９８号改正）

この規程は、平成２６年４月２２日から施行し、改正後の第３条第５号及び第１５条第２号の規定は、平成２６年４月１日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図



本部責任者名簿

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見 進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長（法務コンプライアンス担当）
委員長兼 全学管理責任者兼 輸出管理アドバイザー	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授
副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	倉田 祥一朗	大学院薬学研究科 教授
委員兼 法務・コンプライアンス部長兼コ ンプライアンス推進課長	齋藤 仁	法務・コンプライアンス部長兼 コンプライアンス推進課長
委員兼 輸出管理マネージャー兼 安全保障輸出管理室長	志田 享	法務・コンプライアンス部 コンプライ アンス推進課 安全保障輸出管理室長
安全保障輸出管理室 室員	櫻井 香奈	法務・コンプライアンス部 コンプライ アンス推進課 安全保障輸出管理室 事務一般職員
安全保障輸出管理室 室員	菅原 くみ	法務・コンプライアンス部 コンプライ アンス推進課 安全保障輸出管理室 事務補佐員

(平成26年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	佐々木 孝彦	金属材料研究所 教授 全学管理責任者
2	副委員長	大町 真一郎	大学院工学研究科 教授
3	副委員長	倉田 祥一郎	大学院薬学研究科 教授
4	委員	美齊津 文典	大学院理学研究科 教授
5	委員	本堂 毅	大学院理学研究科 准教授
6	委員	北本 哲之	大学院医学系研究科 教授
7	委員	小野 栄夫	大学院医学系研究科 教授
8	委員	山本 照子	大学院歯学研究科 教授
9	委員	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
10	委員	小川 和洋	大学院工学研究科 教授
11	委員	服部 徹太郎	大学院工学研究科 教授
12	委員	池田 郁男	大学院農学研究科 教授
13	委員	滝沢 寛之	大学院情報科学研究科 准教授
14	委員	南澤 究	大学院生命科学研究科 教授
15	委員	土屋 範芳	大学院環境科学研究科 教授
16	委員	芳賀 洋一	大学院医工学研究科 教授
17	委員	堀内 久徳	加齢医学研究所 教授
18	委員	丸田 薫	流体科学研究所 教授
19	委員	石山 和志	電気通信研究所 教授
20	委員	佐藤 俊一	多元物質科学研究所 教授
21	委員	今村 文彦	災害科学国際研究所 教授
22	委員	高橋 一徳	東北アジア研究センター 助教
23	委員	白井 淳平	ニュートリノ科学研究センター 准教授
24	委員	関根 勉	高等教育開発推進センター 教授

25	委員	酒見 泰寛	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
26	委員	村上 智信	未来科学技術共同研究センター 教授
27	委員	島津 武仁	国際高等教育研究機構 教授
28	委員	菅沼 拓夫	サイバーサイエンスセンター 教授
29	委員	粕壁 善隆	国際交流センター 教授
30	委員	浦川 肇	国際教育院 教授
31	委員	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全衛生管理 室長
32	委員	田邊 修	東北メディカル・メガバンク機構 教授
33	委員	坪井 明人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
34	委員	戸津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教 授
35	委員	羽生 貴弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
36	委員	齋藤 仁	法務・コンプライアンス部長兼法務・コンプラ イアンス部コンプライアンス推進課長
37	委員	薄井 賢次	総務部 人事課長
38	委員	山口 敬一	教育・学生支援部 留学生課長
39	委員	近藤 隆	財務部 資産管理課長
40	委員	桑原 達也	国際交流課長
41	委員	志田 享	法務・コンプライアンス部 コンプライアンス 推進課 安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(平成26年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	佐竹 正延	加齢医学研究所 所長 教授	副委員長	平成 23 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
3	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿
(委員を兼ねない者に限る)

No.	氏 名	所属・役職
1	寺田 眞浩	大学院理学研究科 教授
2	早坂 忠裕	大学院理学研究科 教授
3	小川 卓克	大学院理学研究科 教授
4	清水 律子	大学院医学系研究科 教授
5	鈴木 貴	大学院医学系研究科 教授
6	藤原 巧	大学院工学研究科 教授
7	佐藤 健	大学院工学研究科 教授
8	須川 成利	大学院工学研究科 教授
9	阿部 弘亨	金属材料研究所 教授
10	高桑 雄二	多元物質科学研究所 教授
11	佐藤 源之	東北アジア研究センター 教授

(平成26年3月31日現在)

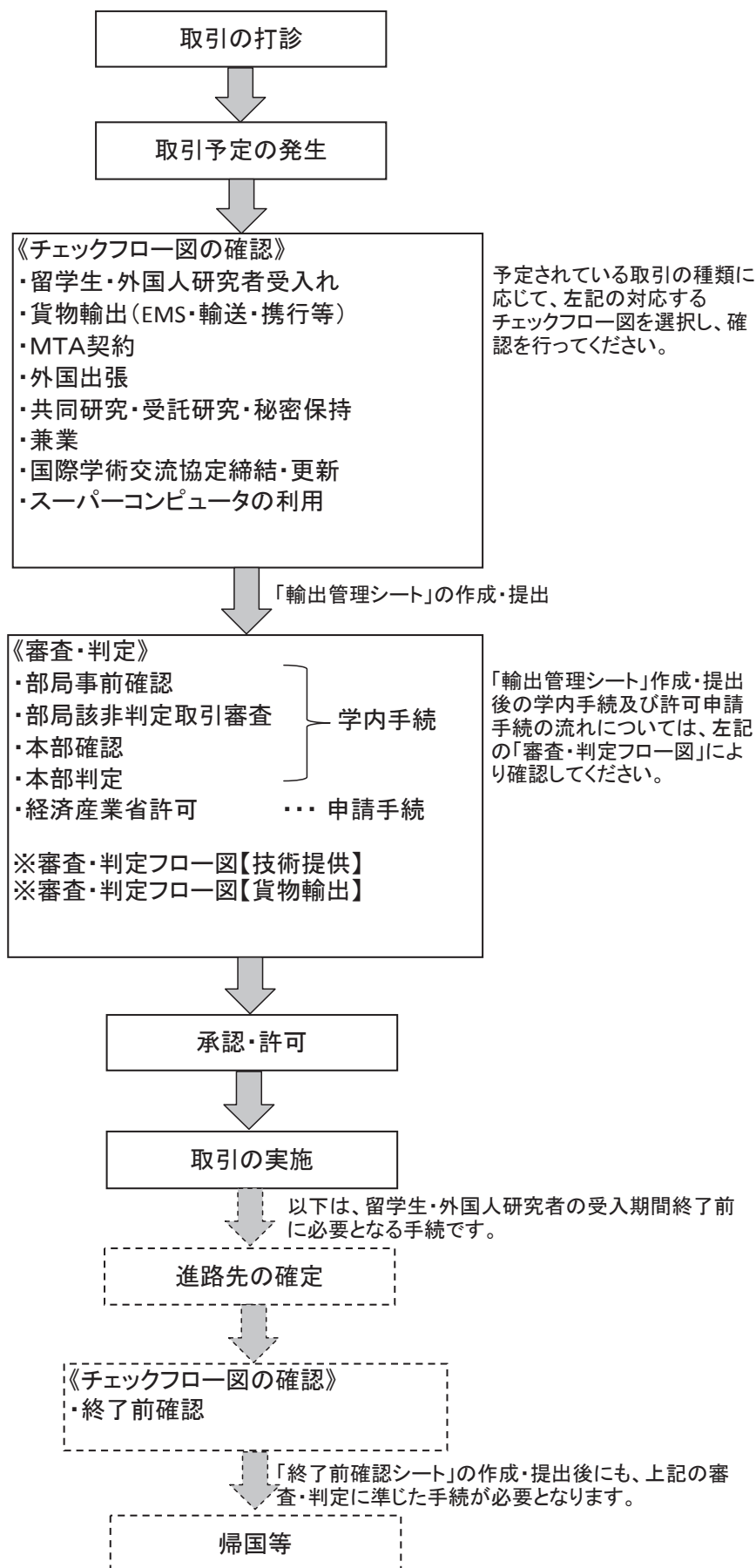
安全保障輸出管理担当者 名簿

所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務係長	教育学研究科 教育情報学教育部 教育情報学研究部
法学部・法学研究科総務係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター
医学部・医学系研究科 総務室長 (医学部・医学系研究科研究安全管理室)	医学系研究科 動物実験センター
歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 (工学部・工学研究科総務課総務係)	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 環境保全センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター
農学部・農学研究科事務長 (農学部・農学研究科総務係)	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科
生命科学研究科総務係長	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
加齢医学研究所専門職員	加齢医学研究所 遺伝子実験センター

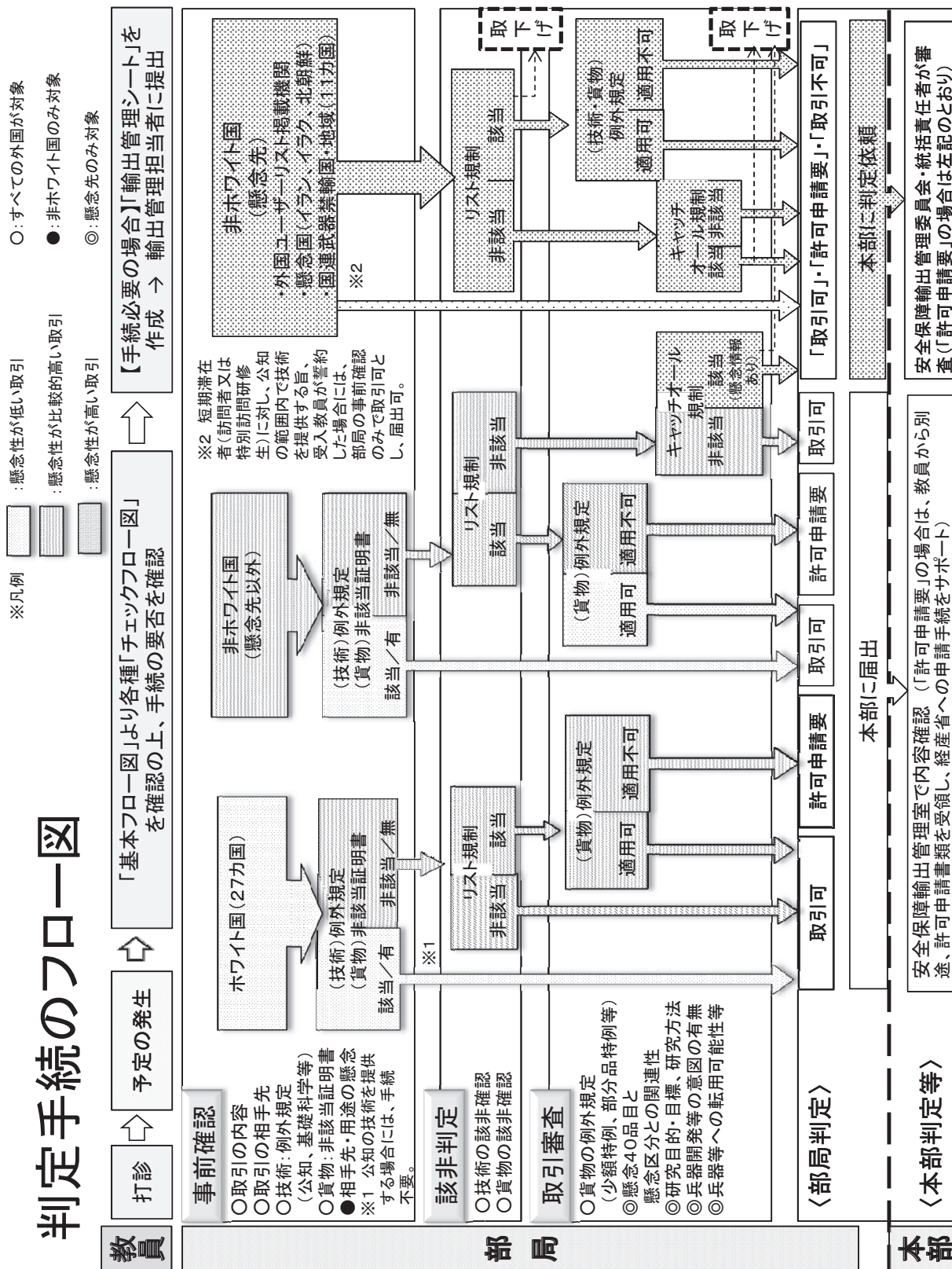
所属・役職（補助者）	担当部局名
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター
多元物質科学研究所総務課長 （多元物質科学研究所研究協力係長） （多元物質科学研究所総務係）	多元物質科学研究所
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院臨床研究・研修支援室研究協力係長	病院
文学部・文学研究科（東北アジア研究センター担当）主任	東北アジア研究センター
学務課学務企画係長	高等教育開発推進センター 教育情報基盤センター 教養教育院
金属材料研究所事務部経理課青葉山事務室担当専門職員	国際高等研究教育機構
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
教育・学生支援部留学生課教育交流推進係長	国際交流センター
埋蔵文化財調査室事務補佐員	埋蔵文化財調査室
グローバル30推進室総務係長	国際教育院
原子分子材料科学高等研究機構国際学術・研究協力係	原子分子材料科学高等研究機構（WPI）
東北メディカル・メガバンク機構研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構
マイクロシステム融合研究開発センター支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター

（平成26年3月31日現在）

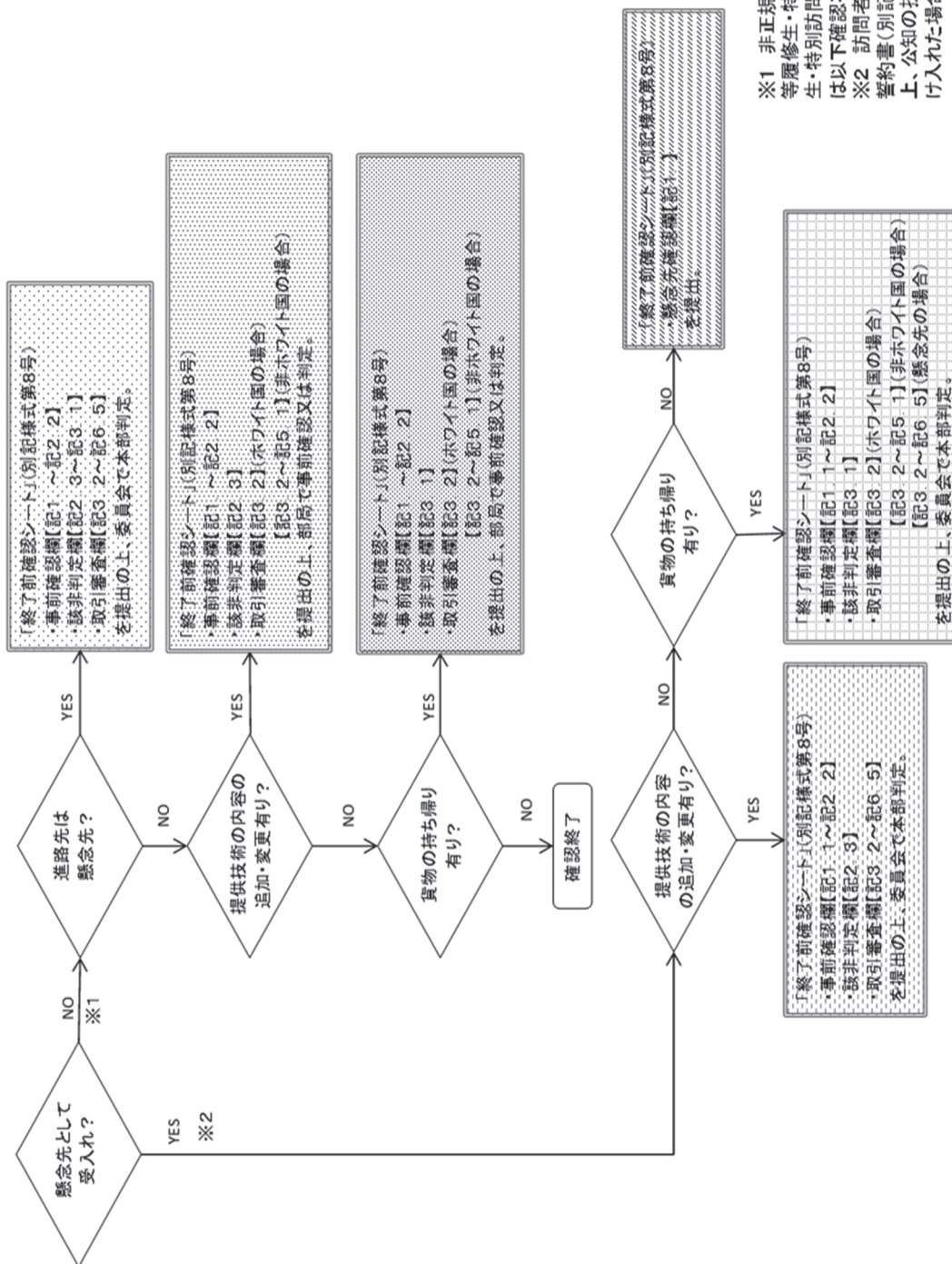
《基本フロー図》



フローチャート図



終了前確認チェックフロー図 (簡略版)



※1 非正規生の留学生(研究生・科目等履修生・特別聴講学生・特別研究学生・特別訪問研修生)と訪問者については以下確認不要。
 ※2 訪問者・特別訪問研修生に対し、誓約書(別記様式第4号の2)を提出の上、公知の技術を提供するものとして受け入れた場合は、以下確認不要。

判定手続の取扱実績

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	40	40	42	68	59	50	50	47	42	89	29	43	599
貨物の輸出(輸出許可取得不要)	0	1	1	1	0	2	1	1	1	5	1	3	17
技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)※	40	39	41	67	59	48	49	46	41	84	28	40	582

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	14	41	13	42	22	14	31	36	20	30	24	20	307
貨物の輸出	14	41	12	42	22	14	31	36	20	30	21	20	303
(内訳) 輸出許可取得必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホワイト包括許可適用	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	4
輸出許可取得不要	14	40	11	42	22	14	30	36	20	29	21	20	299
技術の提供・受入れ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4
(内訳) 役務取引許可取得必要	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務取引許可取得不要	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	4	5	4	22	9	5	17	19	9	13	11	3	121
(内訳) 輸出許可取得必要	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ホワイト包括許可適用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸出許可取得不要	4	5	4	22	9	5	16	19	9	13	11	3	120

●非ホワイト国(懸念先)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	9月	10月		12月	1月	2月	3月		合計
						書面審議	10.30開催				書面審議	3.10開催	
委員会	4.26開催	書面審議	6.25開催	書面審議	書面審議	書面審議	10.30開催	書面審議	書面審議	書面審議	書面審議	3.10開催	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	1	2	1	2	3	3	1	1	2	3	1	1	20
貨物の輸出(輸出許可取得不要)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(内訳) 外国ユーザ—リスト掲載機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懸念国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
国連武器禁輸国・地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技術の提供・受入れ(役務取引許可取得不要)	1	2	1	2	3	3	1	1	2	2	1	1	19
(内訳) 外国ユーザ—リスト掲載機関	0	0	1	2	1	2	0	1	1	2	1	1	11
懸念国	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
国連武器禁輸国・地域	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2

※短期滞在の懸念先に対し、公知の範囲内で技術提供を行う旨を受入教員が誓約した場合を含む。

終了前確認の取扱実績

●懸念先以外として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	4
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	1	0	1	0	1	2	1	2	2	2	6	6	24



安全保障輸出管理に関する教員全学講習会 【平成25年度】

日 時	会 場
10月 4日(金)10:05～10:35	工学研究科中央棟2階大会議室【工学部地区】
11月14日(木)13:30～14:30	片平さくらホール2階 会議室【片平地区】
11月22日(金)10:30～11:30	薬学研究科C棟1階 講義室【北青葉山地区】
11月25日(月)17:00～18:00	加齢医学研究所スマートエイジング棟1階 国際会議場【星陵・雨宮地区】

講 師 安全保障輸出管理委員会委員長(全学管理責任者)
金属材料研究所 教授 佐々木 孝 彦

© 2013 Tohoku University

1



目 次

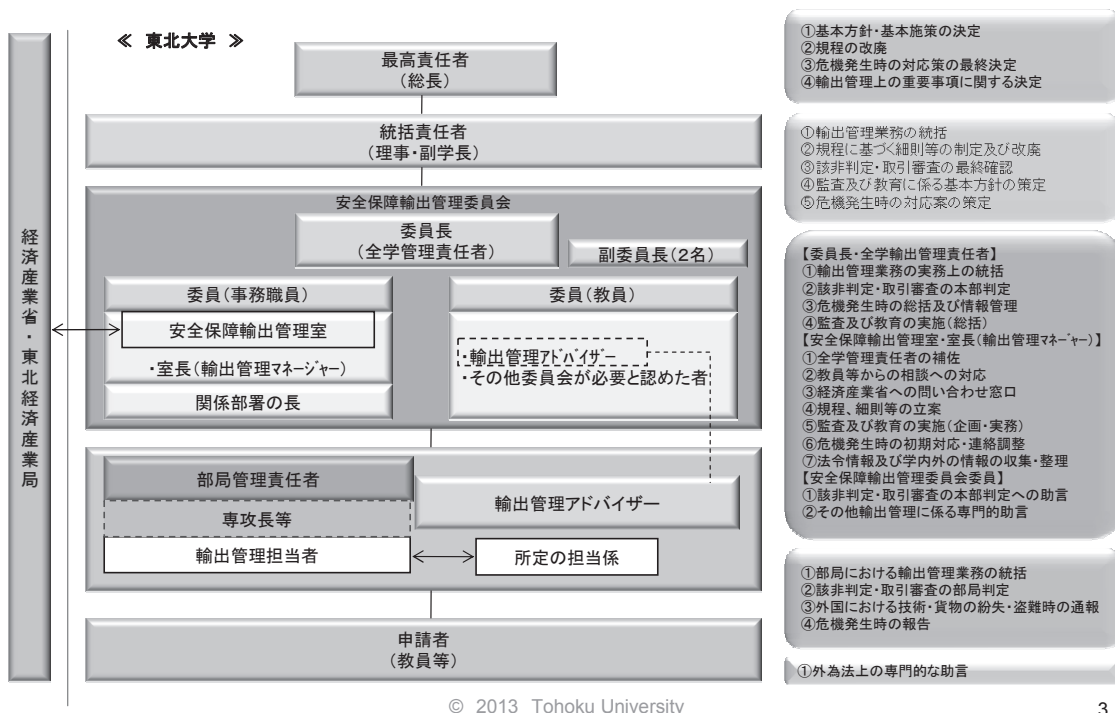
I．我が国の安全保障輸出管理規制(省略)

II．東北大学の安全保障輸出管理体制

© 2013 Tohoku University

2

Ⅱ－１ 東北大学安全保障輸出管理体制図



Ⅱ－２ 東北大学の輸出管理手続の概要

▶ 判定手続【取引の開始前】

取引(「留学生を受け入れ、研究指導を行う」「外国に貨物を輸送・携行する」等)の予定が生じた時点で、教員等が「基本フロー図」より、取引の形態に応じた「チェックフロー図」にアクセスし、手続の必要性の有無を確認した上、該当の場合に部局の窓口に「輸出管理シート」を提出し、予め所定の判定手続を受ける。

【事前確認】

該非判定・取引審査の手続を要するか否かについて、予め確認する、スクリーニングのための手続

【該非判定】

提供する技術又は輸出する貨物がリスト規制に該当するかを判定する手続

【取引審査】

取引の相手先やその用途に関し懸念がないかを確認の上、当該取引に関する承認の可否を審査する手続

※調査で文系(非実験系)として提出のあった教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合は手続不要(24年2月～)

▶ 終了前確認【取引の終了前】

上記の判定手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間終了後の進路先が確定した場合、受入者である教員等が、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、「基本フロー図」より、「終了前確認チェックフロー図」にアクセスし、手続の必要性の有無を確認した上、該当の場合に部局の窓口に「終了前確認シート」を提出し、懸念先確認又は判定手続を受ける。

▶ 調査の実施【リスト規制改訂時】

教員等が外国に輸出する予定のある貨物又は留学生・外国人研究者等に提供する予定のある技術について、リスト規制に該当するか否かを自ら確認し、及びその結果を組織的にも把握することにより、手続の遺漏による法令違反の防止や効果的な輸出管理の実施を目的として、原則、法令改正によりリスト規制に改訂が生じた都度、過去に「文系(非実験系)」として提出のあった教員を除き、すべての研究室・教員を対象に所定の「調査票」に基づき実施する。

▶ 誓約書の取得【受入時】

留学生・外国人研究者を受け入れる際、所定の要件に該当する場合には指導(受入)教員に相談の上、必要な場合には外為法に従い所定の手続を行う旨を誓約する「誓約書」(各所管部署が定めるもの)を取得する。

※調査で文系(非実験系)として提出のあった教員等が留学生・外国人研究者を受け入れる場合は手続不要(24年2月～)

Ⅱ－3① 判定手続(HPからのアクセス方法)



東北大学
TOHOKU UNIVERSITY

PC スマートフォン 文字サイズ 小 中 大 Q 検索

▶ 中文 ▶ 한국어 ▶ English ▶ 日本語 ▶ お問い合わせ ▶ アクセスマップ ▶ サイトマップ

支援 国際交流 研究・産学連携 情報公開・広報 入試情報
企業の方へ 同窓生の方へ 在学生の方へ 教職員向け

東北大学のトップページ→
「国際交流」or「研究・産学連携」→
安全保障輸出管理室のHPにアクセス
<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>



東北大学における安全保障輸出管理

◆東北大学TOPへ

MENU

HOME

ご挨拶

組織体制

規程

関連リンク

click!

MENU(学内専用)

学内手続のフロー

各種様式

規程・細則・通知等

マニュアル等

参考情報

監査

全学・部局相談窓口

各種ツール

輸出管理シート | 終了前確認シート | 貨物のマトリクス表 | 技術のマトリクス表 | 外国ユーザーリスト |

輸出管理チェックリスト | 明らかなガイドラインチェックリスト | 用途チェックリスト | 懸念40品目 |

学内手続のフロー | 該非判定

TOP

新着情報 学内制度関連

●2012.3.22 平成24年3月22日

す。

詳しくは「規程・細則・通知等」

●2012.3.14 平成24年3月14日

また、平成24年3月14日

詳しくは「規程・細則・通知等」

試料、装置、データを海外に送る、持ち出す
海外から人が来る(留学生、研究員、客員...) →チェックフロー図で「手続不要」に至らない限り...

「輸出管理シート」の提出が必要

受入れや提供の打診があり、取引の予定が生じたら速やかに着手！

とにかく事前に！

5

© 2013 Tohoku University

Ⅱ－3② 判定手続(基本フロー図)



《 基本フロー図 》

資料2参照

資料3参照

資料4参照

資料5参照

取引の打診

取引予定の発生

click!

《チェックフロー図の確認》

・留学生・外国人研究者受入れ

・貨物輸出(EMS・輸送・携行等)

・MTA契約

・外国出張

・共同研究・受託研究・秘密保持

・兼業

・国際学術交流協定締結・更新

「輸出管理シート」の作成・提出

click!

《審査・判定》(審査・判定フロー図)

・部局事前確認

・部局該非判定取引審査

・本部確認

・本部判定

・経済産業省許可

学内手続

申請手続

承認・許可

取引の実施

進路先の確定

click!

《チェックフロー図の確認》

・終了前確認

「終了前確認シート」の作成・提出後にも、上記の「審査・判定」に準じた手続が必要となります。

帰国等

「基本フロー図」により、手続の全体像を時系列で把握し、該当する取引の形態に応じて関係するチェックフロー図にアクセスできます。

予定されている取引の形態・内容等に応じて、左記の対応するチェックフロー図を選択し、確認を行ってください。

輸出管理シート作成・提出後の学内手続及び許可申請手続の流れについては、左記をクリックし、「審査・判定フロー図」により確認してください。

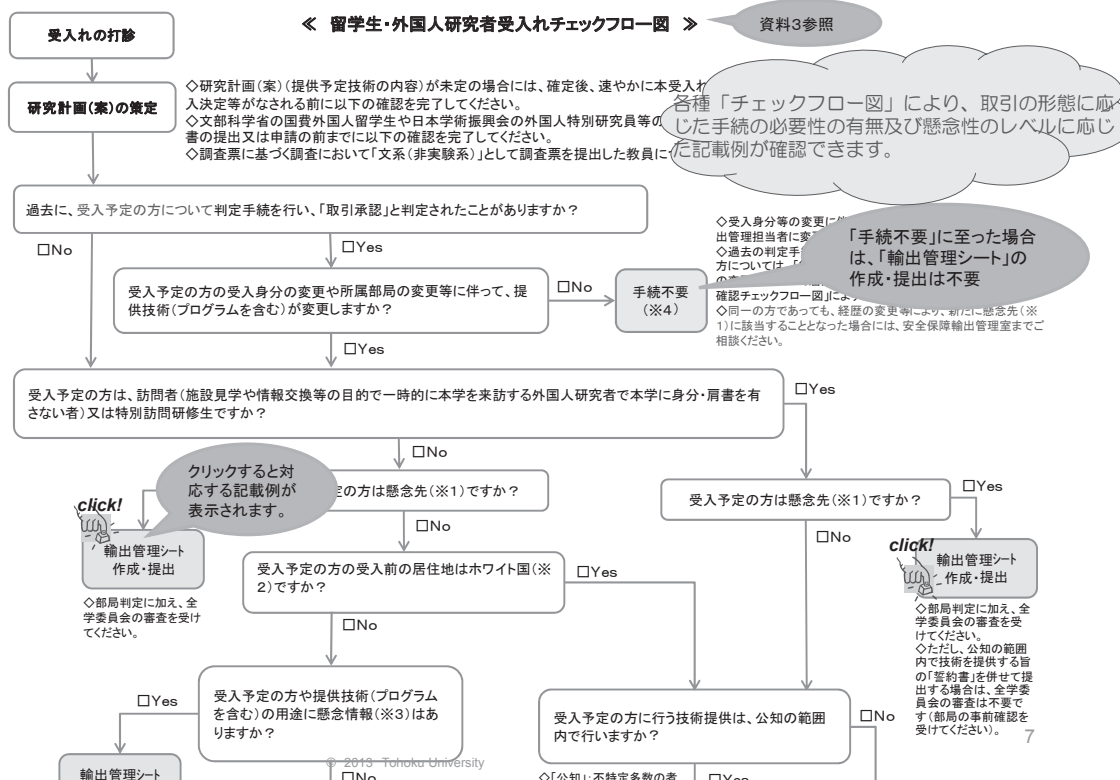
判定手続

終了前確認

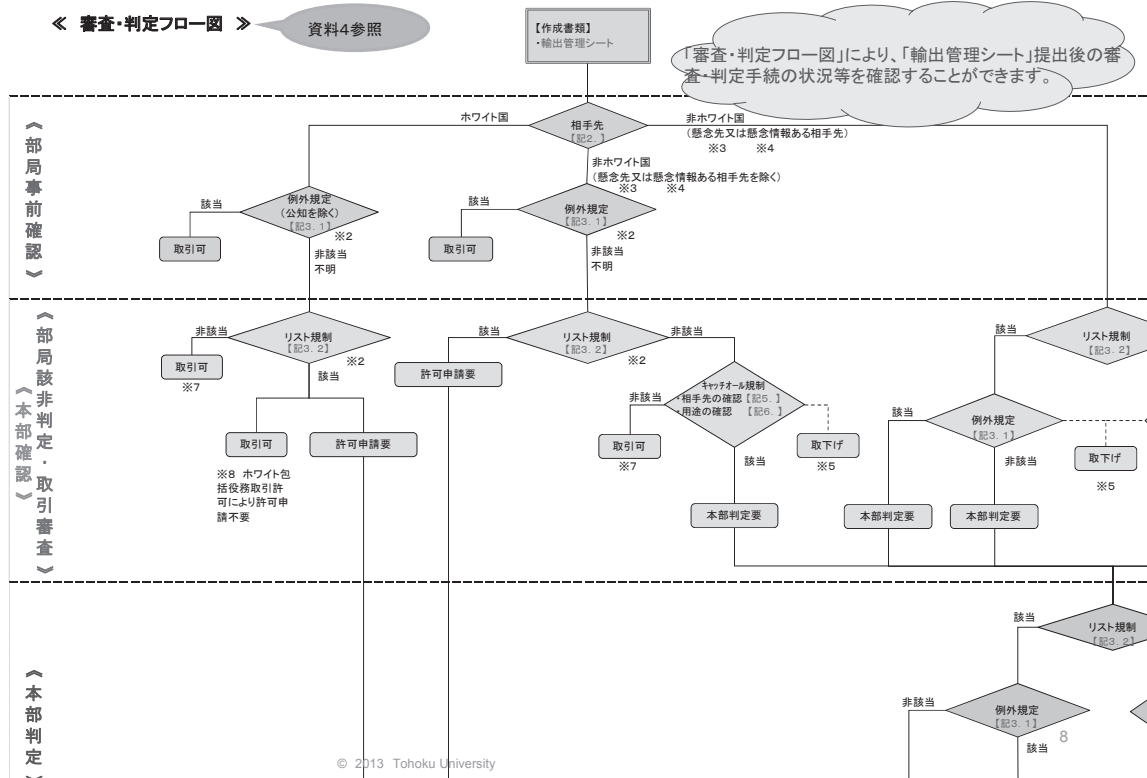
© 2013 Tohoku University

6

東北大学



東北大学



例外規定: 基礎科学... ?

自然科学, 現象の原理の究明. 製品の設計, 製造を目的としない...

大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について

平成22年6月23日

国立大学協会 教育・研究委員会

国立大学協会からの要望

くはじめに>

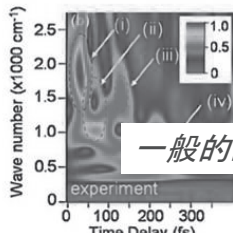
我が国の先端技術情報の不用意な流出による産業競争力への影響や、
造・使用に係る技術の漏洩による国際社会の平和及び安全への影響に對
の技術を提供する者には外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」とし
理の厳格な実施が求められている。これらの技術を提供する者には大学
研究者も含まれることから、これまで関連省庁から大学に対して技術提
な運用に関する依頼があり、国立大学協会としても会員大学に対してそ
こである。

(2) 「基礎科学分野の研究活動」の定義の明確化

現行の制度でも、基礎科学分野の研究活動に伴う情報の提供は、安全保障貿易管理の規制対象か
ら除外されている。しかし、この「基礎科学分野の研究活動」の定義は、「自然科学の分野におけ
る現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うも
のであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」とされており、解釈によってその範囲

→今のところ国からの回答はなし

【例】もしプレスリリースを書いたとしたら....



有機絶縁体が光誘起相転移を起こす瞬間を捉える。
本研究成果を発展させることによって光誘起相転移を利用した
超高速光スイッチングデバイスの実現が期待できます。—— 砥触... ?

一般的には、基礎科学(そのもの)だと思うのだが、外為法上は...

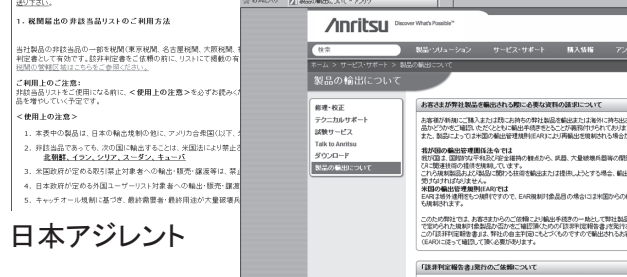
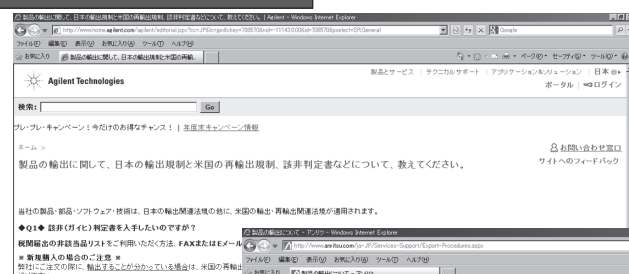
特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても、結
果として製品応用につながる**可能性**のあるものについては、
経済産業省より基礎科学の適用を認められない傾向がある！

→適用の可否は慎重に判断されることになります。

11

© 2013 Tohoku University

該非判定書(市販品)



日本アジレント

アンリツ

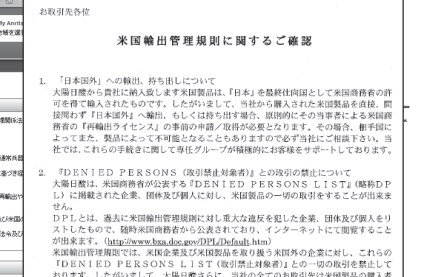
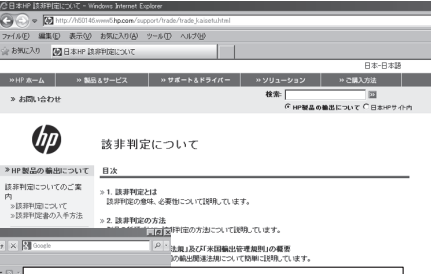
(米国)製品を買うと
ついて来る書類

製品の製造販売会社に問い合わせ、発行を依頼

→自作品等については、自ら該非を確認する必要有

© 2013 Tohoku University

日本ヒューレット・パッカード



米国輸出管理規則に関するご確認

- 「日本国内」への輸出、持ち出しについて
大日本貿易から貴社に納入致します米国製品は、「日本」を最終仕向国として米国商標の許可
を得て輸入されたものです。したがって、貴社から購入された米国製品を直接、開
国境を「日本国内」へ輸出、もしくは持ち出す場合、原則的にその持ち出しによる米国
商標の「再輸出ライセンス」の取得が必須となります。その場合、貴社に
よって、製品によって不可能となることもあり必ず貴社にご相談下さい。当
社では、これらの手続きに関して専任グループが積極的にお客様をサポートしております。
- 「DENIED PERSONS (取引禁止対象者)」との取引の禁止について
大日本貿易は、米国商標を公表する「DENIED PERSONS LIST (輸出禁止
リスト)」に掲載された企業、団体及び個人に対し、米国貿易の一切の取引を中止する
ことが出来
ません。
DPLとは、過去に米国輸出管理規則に違反した企業、団体及び個人をリス
トしたもので、随時米国商標から公表されており、インターネットにて閲覧すること
が可能です。(http://www.bis.doc.gov/DPL/default.htm)
米国輸出管理規則では、米国企業及び米国製品を扱う米国外の企業に対し、これらの
「DENIED PERSONS LIST (取引禁止対象者)」との一切の取引を禁止して
おります。したがって、大日本貿易から、貴社が米国商標の購入者
(顧客)が「DENIED PERSONS」ではないかどうか、スクリーニングすること
を義務付けております。もし、貴社のお取引先が米国商標により「DENIED PER
SONS」として公表された場合、貴社は一切の取引を直ちに停止いたします。また、当
社のお取引先が公表された「DENIED PERSONS」となった顧客との一切の
取引を直ちに停止しなければなりません。
- 米国輸出管理規則に違反した場合
米国輸出管理規則は、米国の高度先端技術を含むハードウェア、ソフトウェア、技術資料
などが不法に他国に渡されるのを防止する主旨で制定されたものです。
もし、貴社がこの規則に違反された場合には、貴社が米国商標の「取引禁止対象者
(DENIED PERSONS)」と認定され、米国の輸出入取引が一切の禁止され
ます。かつ貴社の取組製品を含め、米国製品の出入及びサービスの提供が受けられなくな
りますので、充分にご注意下さいようお願い申し上げます。
なお、米国輸出管理規則につきましては、上記内容を文書又は契約事項の一部として、取
引の相手先にお伝え頂くようお願い申し上げます。
(http://www.bis.doc.gov)
特に再販や転売、輸出に当たりましては、上記内容を文書又は契約事項の一部として、取
引の相手先にお伝え頂くようお願い申し上げます。

12

© 2013 Tohoku University

Ⅱ-4 再確認・再判定手続

＜以下に該当する場合に、改めて行う判定手続＞

- 提供技術の内容に追加又は変更の予定がある場合
- 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ULに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合



例：留学生の研究テーマの変更

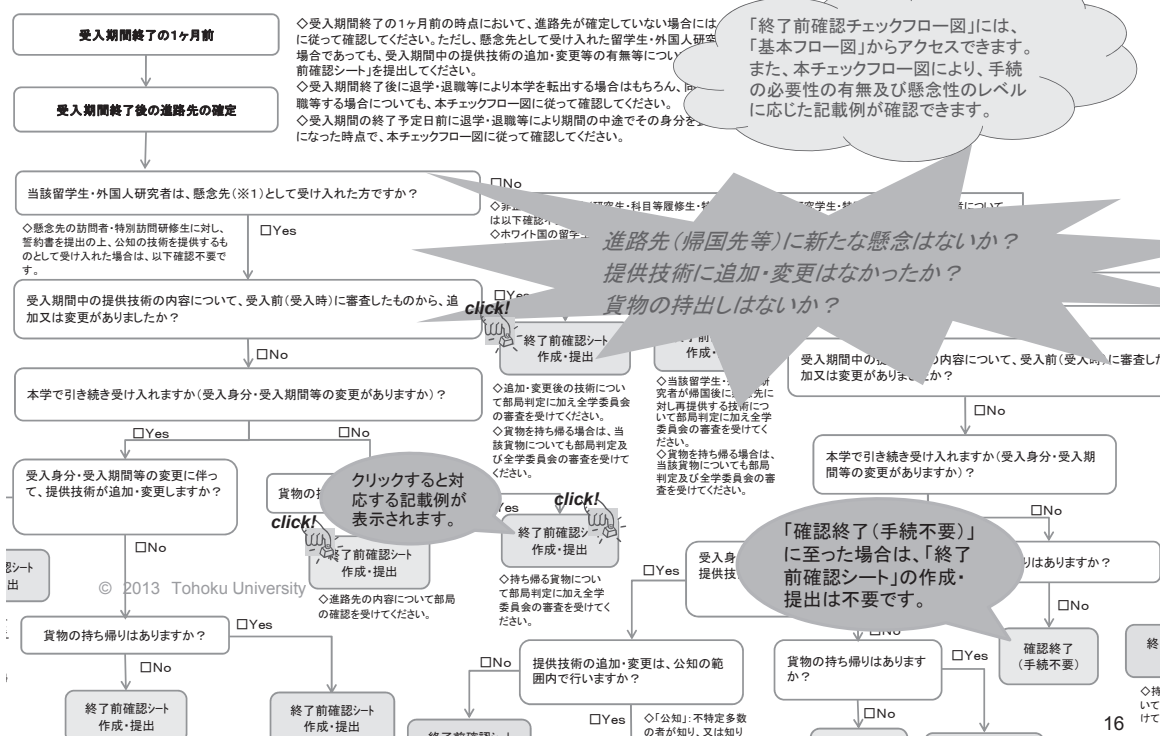
© 2013 Tohoku University

15

Ⅱ-5① 終了前確認制度(チェックフロー図)

資料5参照

◀ 終了前確認チェックフロー図 ▶ 進路先確定時(原則、終了予定日の1月前まで)に確認



Ⅱ-5② 終了前確認手続(様式)

終了前確認シート



別記様式第8号(第9条関係)

終了前確認シート

記入年月日: 平成 年 月 日

終了前確認のフロー図に従って確認した結果、終了前確認シートの提出が必要となった場合に作成

上記申請書に記述した内容と一致するかどうか、以下のとおり確認する。

上記申請書に記述した内容と一致するかどうか、以下のとおり確認する。

修士→博士 博士→PDなどで研究テーマが変わる場合などに注意

1. 確認 □ 受入期間中における提供技術の内容に追加・変更があった旨の届出があったことを報告する。 □ 受入期間中における提供技術の内容に追加・変更があるため、事前確認及び該非判定・取引審査の判定を行う。	2. 確認の内容 □ 例外規定該当 (技術) □ その他 () □ 例外規定非該当 (技術) □ 例外規定適用の可否不明 (技術) □ 非該当証明 (貨物) 【該非判定・取引審査の判定】 □ 該当 □ 非該当
＜相手先の確認＞ ● 懸念先 ① 懸念先: ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ② 海外: ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	3. 判定結果 □ 取引を承認する □ 条件付きで取引を承認する □ 経済産業省への許可申請 □ 本所判定を要する
4. 理由 □ 別紙回答記載のとおり	5. 理由 □ 取引を承認しない □ その他 () □ 別紙回答記載のとおり
6. 理由 □ 別紙回答記載のとおり	7. 理由 □ 取引を承認しない □ その他 () □ 別紙回答記載のとおり

1. 進路状況等 【懸念先確認】 【事前確認】	受入者氏名	所属部署
進路内容	□ 帰国 □ 就職 □ 就学 □ 受入期間の変更 受入期間中に追加・変更を行った場合は、記入。 (始期) 平成 年 月 日 ~ (終期) 平成 年 月 日 □ 受入身分の変更 受入期間中に追加・変更を行った場合は、記入。 変更後の身分: 変更前の身分: □ その他 ()	
進路先の名称	□ その他非対応 ()	
進路先の懸念区分	□ 核兵器 □ ミサイル □ 生物兵器 □ 化学兵器 □ 通常兵器 ※ 進路先が懸念先である場合 (受入時に懸念先として審査を行った場合を除く) は、記2. 以下もすべて記載して下さい。	
提供技術の内容の追加・変更の有無	□ 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更無し。 □ 受入期間中における提供技術の内容に当初申請時からの追加・変更有り。 □ 受入期間中における提供技術の内容に追加・変更があった場合は、追加・変更した提供技術について記2. 以下に記載して下さい。	
貨物の持ち帰りの有無	□ 受入者の貨物の持ち帰り無し。 □ 受入者の貨物の持ち帰り有り。 ※ 受入者が貨物を持ち帰る場合は、当該貨物について記3. 以下に記載して下さい。	

受入時に承認された提供技術の内容に追加・変更がある場合や貨物の持ち帰りがある場合は、記2.以下も記入が必要

2. 例外規定適用の有無 【事前確認】
□ 公知の技術を提供する取引 □ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引 □ 学会誌、公開特許情報、公開シロジウム、議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引 □ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は閲覧可能な技術を提供する取引 □ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引 (具体的な論文名等:)
□ 基礎科学分野の研究活動 (自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的とした研究活動) において技術を提供する取引 ()
□ 日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に基づいて技術を提供する取引 (協定の名称等:)

© 2013 Tohoku University

Ⅱ-6 調査

調査票



あらかじめ各研究室で保有している貨物・技術を(自己)把握するため

別記様式第8号(第9条関係)

調査票

記入年月日: 平成 24 年 9 月 11 日

所属部署	金属材料研究所
専攻・研究部門等	金属材料研究所
代表者氏名	金属材料研究所 代表者氏名
連絡先電話番号	金属材料研究所 連絡先電話番号
連絡先メールアドレス	金属材料研究所 連絡先メールアドレス

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

1. 貨物の提供状況	2. 技術の提供状況
① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況	① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況

輸出予定の貨物(試料、測定器)について記載

① 貨物の提供状況	② 技術の提供状況
① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況	① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況

※ 貨物のマトリクス表のいずれの項目にも該当しないことが明らかである場合には、調査票と併せて記載不要ですが、貨物の性質上該当する項目がある場合には、その項目と貨物等番号の欄を記入して下さい。また、技術に関しては、調査票の結果の妥当性を判断できるように、該貨物の概要・特性・具体的数値 (強度、重量、組成、成分等) を記載して下さい。

※ 記載欄が不足する場合は、追加欄を追加して下さい。別紙にまとめていただいても結構です。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

1. 貨物の提供状況	2. 技術の提供状況
① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況	① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況

留学生等に提供予定の技術と関連する貨物について記載

① 貨物の提供状況	② 技術の提供状況
① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況	① 貨物の提供状況 ② 技術の提供状況

平成25年10月15日にリスト規制が改訂されたため、今年度も11月中に調査を実施する予定です!

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。

※ 調査票の記入は、調査票の代表者氏名を記入欄に記入して下さい。



Ⅱ－７ 誓約書の取得

【誓約内容】次のいずれかに該当する場合には指導（受入）教員に相談を行い、必要に応じて外為法等に従い所定の手続を行う旨を誓約する。

- 研究上の技術情報を在学（在職）中に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合又はこれを退学（退職）後に提供することが在学（在職）中に明らかとなった場合
- 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学（在職）中に外国に輸出しようとする場合又はこれらを退学（退職）後に輸出することが在学（在職）中に明らかとなった場合

◎判定手続又は誓約書の取得対象者

受入人物	受入身分	判定手続	誓約書
外国人（日本国籍を有さない者）で、かつ、日本の永住権を有さない者	留学生	必要※1	必要※2
	研究者	必要	必要
	訪問者	必要※1	不要
懸念国又は国連武器禁輸国の国籍を有する外国人で、日本の永住権を有する者	留学生	必要	不要
	研究者	必要	不要
	訪問者	必要	不要
・日本人（日本国籍を有する者） ・懸念国又は国連武器禁輸国以外の国籍を有する外国人で、日本の永住権を有する者	留学生	必要※1	不要
	研究者	不要	不要
	訪問者	不要	不要

※1 訪問者と特別訪問研修生（懸念先を除く）については、公知の技術の範囲内での提供であれば、判定手続不要。

※2 特別訪問研修生は、誓約書の取得不要。

◎左表にかかわらず、受入教員が文系（非実験系）の教員である場合には、誓約書の取得及び判定手続ともに不要となります。

◎日本国籍を有する方又は日本の永住者については、誓約書の取得は不要ですが、判定手続は左表のとおり、必要となる場合があります。

特に懸念国及び国連武器禁輸国については、国連安保理決議に基づき、国あるいは国民を対象として輸出管理するよう求められておりますので、懸念国又は国連武器禁輸国の国籍を有する外国人については、仮に日本の永住者である場合であっても、判定手続は必要です。



Ⅱ－８ まとめ

特に注意すべきは……

●相手先が懸念先の場合

外国ユーザーリスト掲載機関又はその出身者
懸念国の機関、その国籍を有する者又はその居住者
国連武器禁輸国・地域の機関、その国籍を有する者又はその居住者

過去の経歴の確認！

●相手先に懸念情報がある場合

大量破壊兵器等、通常兵器、原子炉・核燃料・核原料・核融合等の研究機関等
外国の軍・国防に関する行政機関から委託を受けた研究機関等
（化学物質・微生物・ロケット・宇宙等の研究）

●リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供

輸出、受入れ（提供）前に確認・手続を完了することが重要！

試料提供の依頼や受入れの打診があったら、基本フロー図及びチェックフロー図を確認の上、速やかに輸出管理シートの作成に着手してください。



特徴1: 受入身分を問わない

国費留学生については、文科省の選考審査に際し、留学生課を通じて、例年5月～6月、12月に照会があります。
訪問者や国際インターンシップ留学生等については、査証発給審査に際し、受入教員に、随時、直接照会があります。

特徴2: 国籍を問わない

照会の対象者は、懸念国・国連武器禁輸国の国籍を有する方や外国ユーザーリスト掲載機関の在籍者・出身者に限りません。
輸出管理上注意を要する分野(量子、航空宇宙、材料加工、ウイルス等)の研究を行っている教員が受け入れる場合、相手先の懸念性の度合いにかかわらず照会がくることがあります。

特徴3: 懸念事項

外務省として、何を懸念しているのかがメール本文に示されず(受入教員の研究内容に懸念が示される場合と相手先がこれまで行ってきた研究内容に懸念が示される場合の大きく2種類があります)。

特徴4: 照会内容

- ・学内の輸出管理手続が完了しているか(学内の審査書類の提出を求められます)
- ・受入教員が提供する技術の内容(研究の具体的な内容、どのような分野に応用され得るか等)
- ・研究室としてリスト規制に該当する資機材を保有しているか
- ・リスト規制に該当する資機材を相手先が使用することがあるか
- ・リスト規制に該当する資機材の開発や改良等に資する技術を提供するか

特徴5: 回答期限

照会日から1週間～10日程度以内。

事前に手続を行っていないと間に合わない!!

Subject: 【ご確認依頼: 5月16日迄】国費留学生 ○○○○ 4 番の受け
From: ○○○○ ○○○○ <○○○○ ○○○○ ro@mofa.go.jp>
Reply-To: EDAHIRO TAIKAN <taikan.eda@ro@mofa.go.jp>
To: '東北大学留学生課教育交流推進係' <sed2@bureau.tohoku.ac.jp>

東北大学教育・学生支援部留学生課 東北太郎様← 外務省 ○○様

お世話
現在、
しているし
受け入れ予定先の教授と直接やりとりをする方が望ましい場合は、その
います。

当課としての懸念事項は下記のとおりです。
●○○さんの最終学歴 (Iran University of Science and Technology)
載団体であり、
●○○さん
の中に研
ケット・
き理
受入内諾書等に記載されている
研究計画と「輸出管理シート」
の記載内容が一致している
か?!

1. 今回の受け入れを判断するにあたり、外国為替及び外国貿易法 (外
かご確認いただいたとのことですが、念のため確認に使用した書類 (該
きますよう御願ひ致します。
2. ○○○さんが○○研究室において研究する予定の内容につき具体的
3. ○○○さん
リスト規制に該当する資機材を保有
している場合には、採択に条件が付
される場合があります。
4. 別添の
該当する資機材の開発や改良等に資する技術を提供する予定があるか、
の3点

ころ大変恐縮ですが、【○月○日 (木) 迄】に、本メールに
です。 © 2013 Tohoku University 21

Ⅱ-9 その他連絡事項

安全保障輸出管理ホームページをご活用ください

<http://www.rpip.tohoku.ac.jp/anzen/>

安全保障輸出管理ホームページ上で、各種チェックフロー図、各種様式、貨物・技術のマトリクス表及び通知等をご確認いただけます。
また、外為法等の法令改正等の輸出管理関連情報も掲載しています。

東北大学における安全保障輸出管理

ご不明な点があれば、遠慮なくご相談ください。

- MENU
- HOME
 - ご挨拶
 - 組織体制
 - 規程
 - 関連リンク
- MENU(学内専用)
- 学内手続のフロー
 - 各種様式
 - 規程・細則・通知等
 - マニュアル等
 - 参考情報
 - 監査

輸出管理シート | 相手先チェックリスト
学内手続のフロー

TOP

新着情報

●2012.3.22 平成

詳しくは「規程・細則」

●2012.3.14 平成

また、平成24年3月13日付けで規程が改正され、同年4月1日より施行されます。

詳しくは「規程」、「規程・細則・通知等」(学内限定)及び「参考情報」(学内限定)のページをご覧ください。

お問い合わせ先:
法務・コンプライアンス部コンプライアンス推進課
安全保障輸出管理室(志田・櫻井・菅原)
TEL:217-5920 内線のみ:91-6058
FAX:217-6069
E-mail: export@bureau.tohoku.ac.jp

イランの研究者と名乗る者から...
g-mailがきたが、面識がない...
発信元がわからない...
目的・用途がわからない...
...どうすれば...??

試料提供の依頼が
きたけど...

ライフサイエンスにおける 安全保障輸出管理

【教員全学講習会@北青葉山地区】

日 時 平成25年11月22日(金)10時30分～11時30分
会 場 薬学研究科C棟1階 講義室
講 師 安全保障輸出管理委員会副委員長
大学院薬学研究科 教授 倉田 祥一郎

© 2013 Tohoku University

【事例】共同研究の実施



A研究室のA教授は、**治療への応用**を目指し、ボツリヌス毒素の構造・機能及び防御に関する研究を行っています。

先日、**アメリカの製薬企業**からボツリヌス毒素の防御法・迅速検出システムの開発について**共同研究の打診**がありました。今後、研究成果の帰属・守秘義務の範囲等について打ち合わせを行った上で、来年から共同研究を開始することになりそうです。

ライフサイエンスも 安全保障輸出管理と無関係ではない！？

外国の機関からの共同研究の打診や試料提供の依頼があった場合には、遺伝子組換え実験や化学物質等の関連する諸手続と併せて、**安全保障輸出管理**についても必要な確認を行っていただく必要があります。

© 2013 Tohoku University

2



外国との共同研究の場合…何を確認するか？

①共同研究期間中、どのような技術を提供するのか？

⇒民間企業等との共同研究については、**製品応用を視野に入れた研究になることが想定されるため、「基礎科学」の適用は困難**。したがって、**公知の技術の範囲を超えて技術の提供を行う場合には該非を確認**する必要があります。

※該非を確認した結果、**提供技術がリスト規制に該当**することが確認された場合には、原則として経済産業大臣の許可を取得しなければなりません。

②共同研究期間中、試料提供や受入れを行うか？

⇒共同研究の期間中に試料の提供を行う場合には、**提供試料（輸出貨物）についても該非を確認**する必要があります。

⇒共同研究期間中に民間等共同研究員等を受け入れる場合には、**受入れについても確認**を行っていただく必要があります。

③共同研究の目的・用途等に懸念はないか？

⇒研究成果が**懸念ある用途に用いられることがないこと**を事前に確認しておく必要があります。

※**懸念ある用途に用いられる場合**には、経済産業大臣の許可を取得しなければなりません。

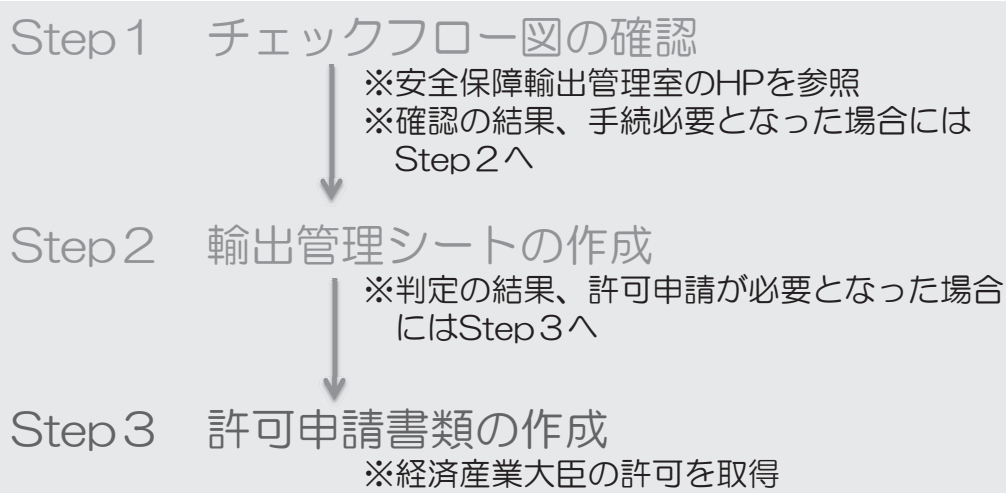
※研究の目的・用途に懸念がない場合であっても、**提供技術・輸出貨物がリスト規制に該当する場合**には、原則として経済産業大臣の許可を取得しなければなりません。

© 2013 Tohoku University

3

確認のステップ

打診があったら…



Step 2 まで必要になる場合がほとんどですが、ケースにより Step 1 だけで終了する場合や Step 3 まで必要になる場合もあります。

© 2013 Tohoku University

4

リスト規制貨物一覧(原則として許可申請が必要な貨物)

2013.10.15改訂

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等	
(1)	銃砲・銃砲弾等	2 測定装置	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等	
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池	
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計	
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置	
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	3 化学兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他	
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の 毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機	
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器	
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3の2 生物兵器		(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他	
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	(24の2)	ロケット設計用電子計算機	
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置	
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	4 ミサイル		(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー	
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	5 先端材料		
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品	
(14)	軍用化学製剤用細胞株	(27)	ふっ素製造用電解槽	5 先端材料		(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体	
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品	
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具	
(17)	軍用人工衛星又はその部品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等	
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(6)	金属磁性材料	
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(7)	ウラン・チタン合金・タングステン合金	
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペロース弁	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用 ボンプ・軸受	(8)	超電導材料	
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	リノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(9)	作動油	
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤	
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(8)	推進薬の製造・試験装置等	(11)	振動防止用液体	
(6)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(9)	粉粒体用混合機等	(12)	冷媒用液体	
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他	
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(11)	複合材料製造装置等	(14)	セラミック複合材料	
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	ストリーカ・フレミングカソード等	(12)	ノズル	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他	
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイド・芳香族ポリアミドイミド他	
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ビニリデンフルオリド共重合体	
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(18)	ブリアレグ・ブリアフォーム・成型品等	
(2)		(43)	中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲンニン他	
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター					

2013.10.15改訂

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
6 材料加工		(18)	半導体基板	(7の2)	非球面光学素子	(3)	ロケット推進装置等
(1)	軸受等	(19)	レジスト	(8)	レーザー発振器等	(4)	無人航空機等
(2)	数値制御工作機械等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(9)	磁気計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	14 その他	
(4)	アイソスタチックプレス等	(22)	炭化けい素 等	(9の2)	水中探知装置	(1)	粉末状の金属燃料
(5)	コーティング装置等	8 電子計算機		(10)	重力計・重力勾配計	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(11)	レーダー等	(3)	ディーゼルエンジン等
(7)	ロボット等	9 通信		(12)	光反射率測定装置他	(4)	<削除>
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(13)	重力計製造装置・校正装置	(5)	自給式潜水用具等
(9)	絞リスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(14)	光検出器・光学部品材料物質 他	(6)	航空機輸送土木機械等
7 エレクトロニクス		(3)	通信用光ファイバー	11 航法装置		(7)	ロボット・制御装置等
(1)	集積回路	(4)	<削除>	(1)	加速度計等	(8)	電気制動シャッター
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレイアンテナ	(2)	ジャイロスコープ等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(3)	慣性航行装置等	(10)	簡易爆発装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、 衛星航法システム 、 電波受信機 、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(4の2)	水中ナヴィー航法装置等	15 機微品目	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	【削除】無線通信傍受装置	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・製造装置等	12 海洋関連		(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	(1)	船舶(潜水艇、水中翼船他)	(3)	核熱源物質
(8の2)	サイリスター・デバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(3)	水中回収装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(10)	盗聴探知機能通信ケーブルシステム等	(4)	水中カメラ等	(5)	水中探知装置等
(10)	波形記憶装置	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他	(9)の設計・製造・測定装置他	(5)	水中ロボット	(6)	宇宙用光検出器
(11)	デジタル計測用記録装置	10 センサー等		(6)	密閉動力装置	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(7)	回流水槽	(8)	潜水艇
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器 等	(8)	浮力材	(9)	船舶用防音装置
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(15)	原子周波数標準器	(4)	高速度撮影可能なカメラ 等	(10)	妨害用水中音響装置	※赤字:ライフサイエンスと関連が深いと思われる項目	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	13 推進装置		(1)	ガスタービンエンジン等
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	(1)	ガスタービンエンジン等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(17)	マスク・レチクル等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		



リスト規制に該当する試料を輸出する場合や
リスト規制貨物に関連する技術を提供する場合には、以下の例
外に該当しない限り、原則、許可申請が必要！

貨物の主な特例	概 要	備 考
少額特例	輸出総額が所定の金額(5万・100万)の範囲内である場合に許可を免除（無償で輸出する場合の金額の算定は、試料作製に要した原材料投入費や取得価格等をもとに行います。）	重水素化合物、ウイルス、細菌、遺伝子改変生物、化学物質等については適用できない。
無償特例	海外(現地)において持ち出した本人だけが使用し、使用後、持ち帰る場合のうち一部について許可を免除	PC、携帯、潜水用具等の一部の貨物を除き適用できない。

技術の主な特例	概 要	備 考
公知	不特定多数の者が入手可能又は公開されている場合には許可を免除	
基礎科学	基礎科学分野の研究活動(自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としない研究活動)における技術提供については許可を免除	工学系の分野のほか、民間企業等との共同研究については製品応用を視野に入れた研究になることが想定されるため、「基礎科学」の適用は認められない。
市販のプログラム	店頭で購入でき、また、使用に際し、特別な技術支援が不要なプログラム等を提供する場合に許可を免除	

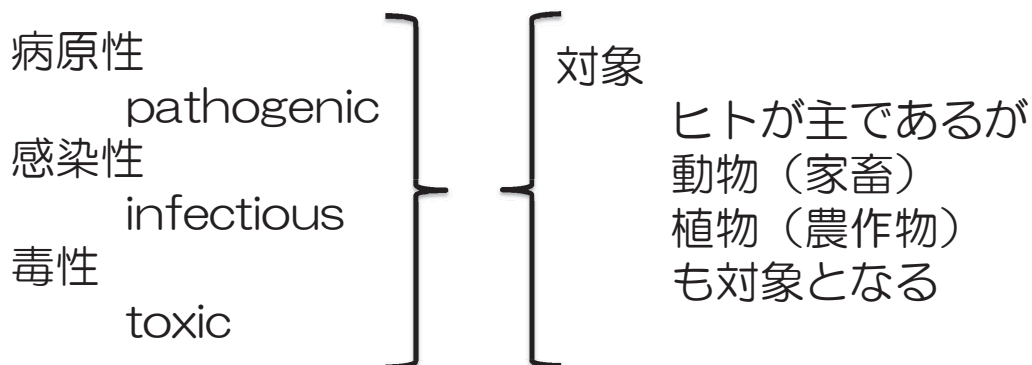
© 2013 Tohoku University

7

ライフサイエンスに関する懸念事項①



生物試料について特に懸念されるもの



供与核酸の種類等によっては、事前に経済産業大臣の許可を取得しなければならない場合も…

© 2013 Tohoku University

8

生物試料に関する具体的な規制…



①生物兵器の原料となり得るもの（輸出令別表第1の3の2項（1））

ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテン・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水泡性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクンギニヤウイルス、チャバレウイルス、跳躍病ウイルス、テッセン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタウイルス、プタエンテロウイルス九型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・アンデアン・ラテン・チモウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ボウツサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー・溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス	毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、（腸管毒素アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルベノール毒素、T-2トキシン、テロドトキシン、ビスカムアルBUMレクテン、ペロ毒素及び志賀毒素リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン 上記の毒素のサブユニット 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネシス垂種セバドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ボサダシコクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリウム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノボディス・パソパー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンズ、ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、ブクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリピンシス、マグナボルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次垂種2
細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネン菌、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケッチア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、発疹チフスリケッチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌	上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は上記の毒素若しくはそのサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。） 上記のウイルス、細菌、細菌若しくは菌類に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は上記の毒素若しくは毒素のサブユニットに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

※輸出の実績がありそうなウイルス、細菌等を参考まで赤字で表示

※少額特例適用不可！

© 2013 Tohoku University

9

②武器となり得るもの（輸出令別表第1の1項（14））



輸出令 第1項 (14)	軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株	生体高分子 生体触媒 ベクター	以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 酵素 ロ モノクロナール抗体、ポリクロナール抗体、抗イディオタイプ抗体 ハ レセプター 生体化合物のうち特定の物質に結合し、分解を促進するものであって、人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたものをいう。 遺伝物質を新細胞に組み込む媒介体をいう。
-----------------------------	---	--------------------------------------	---

※少額特例適用不可！

生物試料を提供する場合や組換え・培養技術等を提供する場合には、提供する試料や研究対象がウイルス・細菌・毒素を含まないか（病原性・感染性・毒性はないか）、軍用の化学製剤の探知・識別・浄化・分解等に用いられるものではないかの確認が必要です。

※生物試料は、関連項番がある程度特定されていますが、いずれの項番も少額特例の適用ができません。
⇒該当する生物試料については、無償で提供する場合であっても、原則として経済産業大臣の許可を事前に取得する必要があります。

© 2013 Tohoku University

10

ライフサイエンスに関する懸念事項②



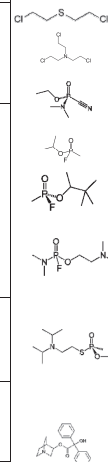
化学試料で特に懸念されるもの（化学兵器となり得るもの）

リスト規制貨物：3項(1)

二酸化硫黄・エチレン
トリエタノールアミン

化学兵器

血液剤	シアン化塩素 (CK) シアン化水素 (AC)
びらん剤	ルイサイト (L) サルファマスタード (HD, H, HT, HL, HQ) ナイトロジェンマスタード (HN1, HN2, HN3) ホスゲンオキシム (CX) エチルジクロロアルシン (ED)
神経ガス	G剤 タブン (GA) サリン (GB) ソマン (GD) エチルサリン (GE) シクロサリン (GF) GVガス
	V剤 VEガス VGガス VMガス VXガス
窒息剤	塩素ガス クロロピクリン (PS) ホスゲン (CG) ジホスゲン (DP)
無力化ガス	Agent 15 (BZ) KOLOKOL-1
嘔吐剤	アダムサイト ジフェニルクロロアルシン ジフェニルシアノアルシン
催涙剤	トウガラシスプレー (OC) CSガス CNガス (mace) CRガス
焼夷剤	三フッ化塩素
対物剤	パイロフォリック 機動阻止システム



ジメチルアミン、リン酸誘導体、シアン
フッ素化剤(フッ化水素、フッ化カリウム等)、
リン酸誘導体
ピナコロン、リン酸誘導体、フッ素化剤(フッ化水素、
フッ化カリウム等)

ジメチルアミン、エチレンクロロヒドリン、フッ素化剤
(フッ化水素、フッ化カリウム等)

ジイソプロピルアミン、リン酸誘導体

ベンジル酸メチル、3-キヌクリジニン

© 2013 Tohoku University

11

化学試料に関する具体的な規制...



①化学兵器の原料となり得るもの（輸出令別表第1の3項(1)）

【化学製剤】3-ヒドロキシ 1-メチルピペリジン フッ化カリウム エチレンクロロヒドリン ジメチルアミン 塩酸ジメチルアミン フッ化水素 ベンジル酸メチル 3-キヌクリジニン ピナコロン シアン化カリウム 一水素ニフッ化カリウム 一水素ニフッ化アンモニウム	一水素ニフッ化ナトリウム フッ化ナトリウム シアン化ナトリウム 五硫化リン ジイソプロピルアミン 2-ジエチルアミノエタノール 硫酸ナトリウム トリエタノールアミン塩酸塩 亜リン酸トリイソプロピル ジエチルチオリン酸 ジエチルジチオリン酸 ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム
--	--

【毒物】O-O-ジエチル=S-[N-(ジエチルアミノ)エチル] =ホスホロチオラート並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 1,1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1- プロペン 3-キヌクリジニル=ベンジラート 二塩化カルボニル 塩化シアン シアン化水素 トリクロロニトロメタン
--

輸出令別表第1の3項(1)には、それ自体として毒性を有するものだけではなく、神経ガス等の原料として使用されるものも掲載されています。

【毒物の原料】アルキルホスホニルジフルオリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) O-アルキル=O-ニ-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニト(O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、O-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニトのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 O-ニ-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニト(O-ニ-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニトのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート O-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート 炭素数が三以下である一アルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物 N-N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) ジアルキル=N-N-ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及びN-N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 三塩化ヒ素 ニ-ニ-ジフェニル-ニ-ヒドロキシ酢酸 キヌクリジニ-ニ-オール	N-N-ジアルキルアミノエタノ-ニ-オール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類 N-N-ジアルキルアミノエチル-ニ-クロリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類 N-N-ジアルキルアミノエタノ-ニ-チオール(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類 ビス(ニ-ヒドロキシエチル)スルフィド 三-三-ジメチルブタン-ニ-オール 塩化ホスホリル 三塩化リン 五硫化リン 亜リン酸トリメチル 亜リン酸トリエチル 亜リン酸ジメチル 亜リン酸ジエチル 一塩化硫黄 二塩化硫黄 塩化チオニル エチルジエタノールアミン メチルジエタノールアミン トリエタノールアミン
---	---

※少額特例適用不可!

※一般的な研究室でよく使用されていると思われるものを赤字で表示

© 2013 Tohoku University

12



②武器となり得るもの（輸出令別表第1の1項（13の2））

項番	項目	用語	用語の意味
輸出令 第1項 (13)	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品	軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤	〇ーアルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（〇ーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）、〇ーアルキル＝N・N－ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（〇ーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N－ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）、〇ーアルキル＝S－2－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（〇ーアルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇ーアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S－2－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、S－2－ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート（S－2－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、2－クロロエチルクロロメチルスルフィド、ビス（2－クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）、ビス（2－クロロエチルチオ）メタン、1・2－ビス（2－クロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード）、1・3－ビス（2－クロロエチルチオ）－n－プロパン、1・4－ビス（2－クロロエチルチオ）－n－ブタン、1・5－ビス（2－クロロエチルチオ）－n－ペンタン、ビス（2－クロロエチルチオメチル）エーテル、ビス（2－クロロエチルチオエチル）エーテル（別名〇ーマスタード）、2－クロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイト1）、ビス（2－クロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト2）、トリス（2－クロロビニル）アルシン（別名ルイサイト3）、ビス（2－クロロエチル）エチルアミン（別名HN1）、ビス（2－クロロエチル）メチルアミン（別名HN2）、トリス（2－クロロエチル）アミン（別名HN3）、サキントキシン、リシンを含む。
輸出令 第1項 (13の2)	軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物		

※少額特例適用不可！

③推進薬（推進薬の原料）となり得るもの（輸出令別表第1の4項（6））

濃度が70パーセントを超えるヒドラジン	メチルーニトラトエチルニトラミン
ヒドラジンの誘導体	エチルーニトラトエチルニトラミン
過塩素酸アンモニウム	ブチルーニトラトエチルニトラミン
アンモニウムジニトラミド	ビス（2・2－ジニトロプロピル）アセタール
粒子が球形又は回転楕円体で、その径が200マイクロメートル未満の液体酸化剤であって、三酸化二窒素、二酸化窒素又アルミニウムの粉であって、重量比による純度が97パーセント以上のもは四酸化二窒素、五酸化二窒素、窒素酸化物の混のうちの、国際規格ISO2591（1988）又はこれと同等の規格で定める化合物、耐腐食性を有する赤煙硝酸、ふっ素及びその測定方法により測定した径が63マイクロメートル未満のもの含有量他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物（気体のが全重量の10パーセント以上のもの）のいずれかに該当するもの	三ふっ化窒素を除く。）
重量比による純度が97パーセント以上のジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの含有量が全体積又は全重量の90パーセント以上のもの	テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物
重量比による純度が85パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、篩（ふるい）、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が60マイクロメートル未満のもの含有量が全体積以上の固体及び液体の混合燃料又は全重量の90パーセント以上のもの	1キログラム当たりの発熱量が40,000,000ジュール
過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であって、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの	ビス（2・2－ジニトロプロピル）フォルマル
カルボラン、デカボラン、ペンタボラン又はこれらの誘導体	4・5－ジアジドメチルー2－メチルー1・2・3－トリアゾール
末端にカルボキシル基を有するポリブタジエン	トリエチレングリコールジナイトレート
末端に水酸基を有するポリブタジエン	トリメチロールエタントリナイトレート
グリシジルアジドの重合体	1・2・4－ブタントリオールトリナイトレート
ブタジエンとアクリル酸との重合体	ジエチレングリコールジナイトレート
ブタジエンとアクリロニトリルとアクリル酸との重合体	ポリテトラヒドロフランポリエチレングリコール
20度の温度かつ1気圧において計測した1立方メートル当たりの発熱が37,500,000ジュール以上の燃料及び燃料添加剤（化石ピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって燃料又は植物に由来する有機物を原材料として製造される燃料を用いて製造したものを除く。）	イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジリジンアミド又は2－エチルアジリジン基を有するもの
トリス－1－（2－メチル）アジリジンホスフィンオキシド	トリフェニルビスマス
テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物	フェロセン誘導体



④通常兵器となり得るもの（輸出令別表第1の5項～15項）

輸出令 第5項 (9)	作動油として使用することができる液体であつて、シラハイドロカーボン油又はクロロフルオロカーボン油を主成分とするもの	貨物等省令 第4条 第十一号	作動油若しくは潤滑剤として使用することができる液体若しくは材料又は振動防止用若しくは冷媒用に使用することができる液体であつて、次のいずれかに該当するもの		
輸出令 第5項 (10)	潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふっ化シリコン油を主成分とするもの	輸出令 第5項 (15)	イ 作動油として使用分とするもの (一) シラハイドロ	輸出令 第5項 (16)	ポリジオルガノシラン、ポリシラザン又はポリカルボシラザン
輸出令 第5項 (11)	振動防止用に使用することができる液体であつて、ジプロモトリフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリプロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの	輸出令 第5項 (16)	1 引火点が20℃ 2 流動点が零 3 粘度指数が40以上 4 343度の温	輸出令 第5項 (16)	ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン
輸出令 第5項 (12)	冷媒用に使用することができる液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを含む混合物	輸出令 第15項 (2)	電波の吸収材又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令 第14条 第二号	電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの ハ 導電性高分子であつて、体積導電率が10キロジーメンズ毎メートルを越え、表面抵抗率が100オーム未満のもののうち、次のいずれかの重合体からなるもの (一) ポリアニリン (二) ポリパイロール (三) ポリチオフェン (四) ポリフェニレンビニレン (五) ポリサイニレンビニレン
輸出令 第14項 (9)	催涙剤若しくはくしゃみ剤人護身用のものを除く。これらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様	輸出令 第14項 (9)	8項 第一号 第二号	輸出令 第5項 (17)	ビニリデンフルオリドの共重合体、ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン
重合体や有機化合物もリスト規制該当となる可能性があります！			輸出令 第7項 (21)	輸出令 第7項 (21)	炭、砒素又はアンチモンの水素化合物
		輸出令 第6条 第二十一号		輸出令 第6条 第二十一号	炭、砒素又はアンチモンの水素化合物であつて、モルパーセント以上の不活性ガス又は水素

⑤原子力に関連するもの（輸出令別表第1の2項（3））

輸出令 第2項 (3)	重水素又は重水素化合物	貨物等省令 第1条 第三号	重水素又は重水素化合物であつて、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるもの
-------------------	-------------	---------------------	---

※少額特例適用不可！

化学試料は、1項から15項まで分散して複数掲載されていますので、漏れなく確認することが重要です。

※1項～4項と14項に掲載されている化学試料については、少額特例の適用ができません。
⇒該当する化学試料については、先方に無償で提供する場合や自ら使用するために海外に携行する場合であっても、原則として経済産業大臣の許可を事前に取得する必要があります。

重水素化合物の輸出については、これまで複数回、許可申請を行っています！

ライフサイエンスに関する懸念事項③



①生物兵器の原料を製造するための装置（輸出令別表第1の3の2項（2））

※少額特例適用不可！

- ・物理的封じ込め装置（クラスⅢ安全キャビネットなど）
- ・発酵槽（密閉式で容量20L以上）
- ・遠心分離機（連続式）
- ・クロスフローろ過用の装置（1m²以上）
- ・凍結乾燥機（10kg以上／24hr）
- ・物理的封じ込め施設における防護装置
- ・粒子吸入装置
- ・噴霧器、煙霧機

取扱説明書に従って、単に使用させる
だけであれば、規制に該当することは
ありませんが、輸出する場合には原則
として許可申請が必要です。

②化学兵器の原料を製造するための装置（輸出令別表第1の3項（2））

※少額特例適用不可！

- ・反応器（0.1m³超20m³未満）
- ・貯蔵容器（0.1m³）
- ・熱交換機・凝縮器（伝熱面積0.15m²超20m²未満）
- ・蒸留塔・吸収塔（断面積0.00785m²超）
- ・充てん用機械（遠隔操作可能）
- ・かくはん機
- ・弁（呼び径10A超）
- ・多重管（漏れ探知装置の取付口を組み込んだもの）
- ・ポンプ（二重以上のシールで軸封／シールレス）
- ・焼却装置（燃焼室平均温度1000度超）
- ・空气中物質探知装置

③ミサイル関連技術（外為令別表第1の4項（4））

- ・オートクレーブの使用技術（オートクレーブ内部の環境を規定するためのデータ・手順）
※ロケット・無人航空機に用いることができる複合材料の成型に使用することができるオートクレーブ
に限って使用技術が規制されています。
- ※輸出は規制されていません。

© 2013 Tohoku University

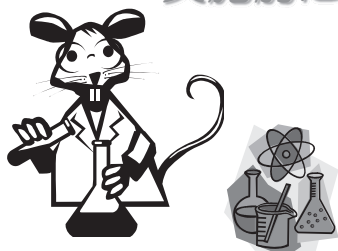
17



ライフサイエンスも
安全保障輸出管理と無関係ではありません

海外からの共同研究の打診
試料提供の依頼・MTAの打診
留学生・外国人研究者の受入れ等…

実施前に安全保障輸出管理の確認を！！



© 2013 Tohoku University

18

おわりに

本学における安全保障輸出管理の活動報告書も第3号を数えることとなりました。

本委員会では、これまで円滑かつ適正な、また負担感の少ない輸出管理を目指して手続等の見直しを行ってまいりました。その際には委員会等でのご意見、学内監査等で各部局をまわらせていただいた時にいただいたご要望を参考にさせていただいてまいりました。特に、平成25年度にはスーパーコンピュータ利用申請に係る手続を改善・充実させるに当たり、関係部局の方々には幾度となくご相談をさせていただきました。本報告書を発刊するに当たり、常に本制度の運用・改善・充実にご尽力・ご協力いただいている本学輸出管理委員会委員、各部局の輸出管理担当者、また安全保障輸出管理室の皆様、そのほか関係者全ての方々に深く感謝申し上げます。

さて、国立大学協会においては、昨年11月に教育・研究委員会のもとに「留学生等受入れに係る安全保障上の入口管理等に関するワーキンググループ」を設置し、検討を開始いたしました。このワーキンググループは、国立大学協会として、留学生の受入れに係る安全保障輸出管理上の問題を把握し対応を検討するとともに、必要に応じて、関係省庁への要望案を作成し教育・研究委員会に提案する役割を担っているものです。私もこのワーキンググループの委員を仰せつかり、本学の状況や学内関係者の皆様のご意見等を踏まえながら、大学にとってより良い制度となるよう参加・貢献したいと考えております。

安全保障輸出上の技術や貨物の提供・輸出に関する本制度は、相手方や技術・貨物が安全保障上の脅威や懸念を有する場合を対象としており、一般的な知的財産保護や貿易上の通関とは異なる視点によるものです。理想的にはそのような懸念が全世界の国・地域でなくなれば本制度自体も必要なくなります。大学は、人類の発展と幸福を実現・追及する良識の府であり、個々の研究者・学生間の自由な交流また大学と社会のつながりによってこれを目指すところのものです。このような大学本来の特性と現状の社会情勢や社会的責任との間で、バランスが取れた実効性のある制度に育てていく必要があります。本委員会並びに安全保障輸出管理室の双方において、今後もケース・スタディを積み重ねて制度の改善と円滑な運用に努める所存です。関係するすべての皆様からの忌憚の無いご意見をお待ちしています。

安全保障輸出管理全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 佐々木 孝彦